鹿 の子C遺跡出土漆紙文書「軍士人別戎具検閲簿」 の 「腰縄」とは何か

考古学・古代史学・国語学・法社会学・民俗学の対話

下 向

井

龍彦

はじめに

問題は、 互連関を解明していくことである。 なかに個々の論点を正しく位置づけ、 べきかが試された、小さな試金石であった。 振り返ってみるに、それは、律令軍制または軍団兵士制をどう認識す 軍制史独自の視角と方法を明確にし、 個別細則の具体的意味内容と相 律令軍制の全体構造の (後掲下4)

「日本律令軍制の基本構造」 『史学研究』 一七五号 一九八七年)

松 1 捕亡令追捕罪人条について

『続日本紀研究』(以下『続』) 二八七号一九九三年一一月

上杉和彦著『日本中世法体系成立史論』

下1

軍団兵

、士と「腰縄 一面縛 補遺 『史学雑誌』一〇八編八号 『続』三八一号 "続』三八七号 『史人』 三号 二〇一一年五月 二〇一〇年八月 二〇〇九年八月 一九九九年 八月

「士と「腰縄」 再論 『続』 三九四号 二〇一一年一〇月

「腰縄」「 面 縛 論争と歴史学の方法 "続』四○○号

松 4

検閲簿にみえる

下4 松3 下3 下 2

軍団兵

「腰縄と面

腰縄」と

腰 縄 再論 『続』 四一九号 二〇一二年一〇月 二〇二〇年三月

> ただけていなかったようだ。 浮かんでくる。下4で終幕宣言をしたこの議論、 論」と揶揄される腰縄議論だが、並べてみると壮観でもあり、 旨の副題を付すが、ここでは省略する。傍観者から「議論のための議 けて並べてみた。松1・下1・下3以外は、 雑文のタイトルを、発表年次順に記号(松は松本氏、下は下向井)を付 松本政春氏と私が今日までの二八年間に発表した表題に関する論 批判への回答・反論である 松本氏には納得してい 苦笑さえ

品) が る。 『鹿の子 €遺跡漆紙文書 —本文編 — 』 (以下、 断片(「軍士人別戎具検閲簿」)に書かれた「腰縄」とは何か、 遺跡(三)から出土した、八世紀末、 復元した人別戎具検閲簿の、軍士個人名に続く三行書きの戎具 さて三〇年近い議論の争点はただ一点、 一八品目の配列書式は次のとおりである。 延暦年間のものと思われる漆紙文書 茨城県石岡 「調査報告書」と略記) 市にある鹿の子C これであ

箭 大刀 鞆 弦袋 副弦

袴 脛裳 腰縄 頭 纏 小手

甬 塩 甬 鉗 縄解 鞋 Ш

ための縄、 して「腰縄」 問 題 の腰縄は二行目六品目の三つめである。 松2からは氏が罪人捕縛の延長上とみる敵兵捕縛 の辞書的意味と語感から、 罪人捕縛 **松1**以 (平時の治安維持) (戦時 の戦

後には、 本問 下 2 8 る 下 Δ 本氏の ハ・受刑 集中させるのに対し、 闘に必須のアイテム という装備品 ような素朴 \mathcal{O} 侵攻を可 (したがって兵士の平 にしたがって)、二行目の腰縄は、 野外生活装備品とそれらの装着ベルトに関心を向けるのであ を装着する縄製ベルトである、 で批 戦場での 人追捕とみる伝統的軍 題が横たわ 腰縄 者に付け だから前者が罪人追捕 「腰縄=捕縛具」 ため '能にする大規模遠征軍の兵力基盤とみる軍 敵兵捕縛具に重心は移っていくが)、 の 行目武器・二行目装束 語 っている。 の縄であるとし、 配列順序に着目して うる腰縄 義の つきが罷り通る研究状況を憂慮し 確定に止まらない、 (一行目武器のうちベルト装着品目と三行目諸 後者は長期にわたる行軍・ の 時 遠 勤務 説と下向井の「腰縄=ベルト」 団兵士像が対応し 前者には軍団兵士の中心任務を国内治安維持 三征軍個人装備品検閲簿という史料の性格 淵源をここにみる (敵兵捕 中 今日、 とした(「腰 心は (すなわち下4 遠征軍の行軍・ (被服)・三行目ベル 逮 「陣法」 縛 律令軍制とは何か、 捕 場面 時 (松2以後その (縄=ベルト」 腰 主 後者には究極 逮 0 縄 体の 野 捕 \parallel 表題 営・ 野営・ た下向 護後の 団 瞬 捕縛 全国 [兵士像 0 説の対立 被 陣地生活 捕縛具に関心 ト装着アイテ 具 歴史学の 一井は <u>۱</u> 陣地 画 疑 説)。この という根 が 的 者 説)。 には ンは低 生活 的 対 応す 訓練 の背 0 被 告 É. 方 検 半 品

ことは、 る 気は進まない までで論じるべきことは論じ ||言をしてはや八年、 との が下4で「二〇年に及んだ『論争』 松 4 認 同 ・末尾で .誌 識 氏 が 編集委員会も同じ認識ということである)。 のもと、 その 向 进 松4を発表した 反 しかし捲土重来、 紅証に れも決定的 の . つ ており、 有力な反証には て検証しなけ 決め 腰縄 (『続] がようやく終幕を見た」と終結 松本氏は 手には ニベ 成り得ている」 誌に掲載され ればならな トで確定済みなのであ 欠けるもの 論 争が継続 私としては ているという とするので 0) と謙 してい 下4 遜

> て、 この二つの方向 としての ろとしてきた国 学界に裨益するところは 閱 の兵站と個人装備品における縄の重要性について、 け は日本古代史 品装着べ さてこれから 松本氏の の実態に 加えて応答するようつとめてきた。 ル 腰 縄、 トであること、 即した検閲簿装 と私にし 腰縄 研 松4の から言語史的に検証するとともに、 語辞典の語義説明に 究• ②民俗学・民具学が見つめてきた多種多様 律令軍 か通じない言葉の 捕縛具」 「有力な反証」 ない。 を 備 制 再確認するも 説に 研究の 生産性の乏しい議論ながら、 品 配列につい 成 労立 進 なるものを検 応酬では 本稿 足展に何い て、 つ余地は のである。 ①近世・ は、 て補足再論することに かしら寄与 協文の 松 下4で論じ 証 な 本氏が終始 また軍 近現代の していくことに 名に価 しうる 主 な しないし、 戒具 腰 0) よりどこ れ 腰 までも 縄 装 が ょ 遠

付 私 る

松4の 論点を整理」と「 問 題点を指摘 っ 問

備

検 軍

なく、 理」と「問題点を指摘」 文 とても 提示 (の体をなしていない」(下4)。 観 点 辞書項目 などに終始しながら、 から整理して論じているので繰り ま 「有力な反証」とはいえず、 で \mathcal{O} 記事・ 論 争 字句検索結果の引用や鎌を帯に差す人物埴 0) が問題である。 経緯に 従来と同じ主張を繰り返してい つい そもそも 松3同様、 ては、 返さな 下 4 はじめ 「形式・内容ともに学 い で 今回の 歴 史学 松 4 0) るだけ 方 論 点を 輪 新 لح

 \mathcal{O}

う

松 3 縛具 具 松本氏があげる論点 の決定的 である、 指 口 摘 面 た。 証 検閲 縛 拠とし は投降者が自 簿 かし戦場 未記載 た 問題点の 「面 では の多目 縛」 身 でを縛 敵兵を縛るから検閲 第 を、 的 消 って出 小 点。 耗 林 品 春 頭する降 \mathcal{O} 樹 松 本氏 縄 氏 で 0 0 は、 研 簿 服 捕 究 縛は 0 儀 松2で腰 2)腰縄は 礼 ありうると 依 を受けて 拠 縄 でする は ||捕

捕

下 縳

るから、 せないことにある。 的 氏にとって腰縄= るのではなく、 章で詳述する。 的消耗品の縄(後世の 、体的論証作業を経ない乱暴な議論は、 捕縛具という不動 4 私が その 想像 けてはいるものの)、 誤謬が明白になっても真理は不動なのである。 「松本氏の 松本氏が のほ なかったのだから、 捕 戦闘では敵兵を縛るから腰縄は 照縛具は うが の真理が面縛に現象していると勘違いしただけであ 「用心縄」「細引き」) 憶測に従って想像した」多目的消耗品の縄 問 「腰縄=捕縛具」という憶測の立証責任を果た (「おそらく」 「可能性は 題 論証を超越したアプリオリらしい。 である、 普通なら自説の 学問の世界では通用しない。多 という。 の重要性については本稿第 捕縛具であるとい 高 全面撤回だが、 い」(松2) と断定 定的 証 しかし 拠の は 腰縄 にあ ずの 問 . う、

> 縄 状

認する。 ていくことになりかねな はできないばかりか、 体部位にまとう装束と身体部位 腰縄=捕縛具」説 うる縄だから二行目にある、 「て言及し、「身体各部に付ける品目」と定義したうえで、 見をあらためて否定し、 捕虜が不可欠など)と後世の語感から腰縄を捕縛具とする持論を再確 担ぐを含めて)「身体各部に付ける品目」 第二点」では、 なお 松4本論では、 「腰縄=腰に付けて携帯した縄」 腰縄 を自ら なによりも検閲簿装備品一八品目のすべては 腰縄がある一 の う裏切 およそ根拠たりえない抽象論(天皇権力強化 ある検閲簿二行目を装束欄とする下1 とする。 (腰) ŋ, 下4の に吊すアイテムを共通項で括ること 一行目の品目の共通点についてはじ 本稿第七章で詳述するように、 多目的 であり、 説を突き詰めていくと、 万能 口 完全に論理 1 プ 腰縄は腰に付 説に接近 以来 破 待 身 0

ľ ていないことであり、 私は、 は、 帯と書いていない腰縄が帯 「腰縄=ベ 帯」 と表記していないからベルトではない、 ル <u>}</u> 説で 「問題」 (ベルト) であることを なのは、 帯」と明 「歴史 と断 記

0)

思う。 本氏 と納得したうえで とする用法がひろく存在するのだから、 まったく問題はない」とこともなげに書いている。 二行目に「『腰縄』ではなく『腰帯』とあれば装束 となく確信をもって主張する。 り、 =業用べ 本氏の「 は帯として不適で、 の重要性を強調し、 Ö なのではない。 の憶測=アプリオリである。 方法」によって論 下向井批判を根底から覆す。 ルトを腰縄と呼ぶ豊富な具体例を紹介しており、 腰縄はベルトに非ず」 「腰縄=ベルト説」に賛意を表していただけるも 問題なのは、 だから 辞書的 証 したのであり、 説明に寄りかかりながら、 「腰縄=ベルト」説は成り立たないと何 しかし私は本稿の中心をなす第四 説・「縄=帯素材不適」 ここでも松4本論でも、 繰り返 松本氏は松4末尾あたりで、 今度こそ「まったく問題はない」 ですが 「腰縄 | の表記がないことが (被服) 腰縄を作業用ベル 捕縛具」という松 形状・ 説をとことん裏 具体的 関係品 帯の素材 材質から 『事実が、 |章で、 めと

切 松 作

未記載、 式 を待って検閲する、 に官給されるのでは検閲にならない、 検閲はフル装備だからこそ意味があり、 備品官給論の立場に立って議論してきた。 ははじめから二行目を「軍装」 の議論を、 る」論を否定し、二行目冒頭の は、 ではなく !価すべき点」は「衛士装束一式官給」論であるとしたうえで、 (下4) としているとおり、 この だから腰縄はベルトではない、 軍服官給論を否定するものであり 「上衣・帯セット 「上衣・帯セッ は、 松3「上衣・帯セットだけ検閲後官給、 と指: 摘したのであった(3)。 トだけ検閲後官給 -だけ: 軍服官給論を否定しないば (下1)・「制服」 □袴」 検閲後官給. 未官給品があるなら全品目 「上衣・帯」セットだけ の欠損部を上衣と推定する下 下4は、 したがって腰縄 「問題」 論なのであ 論という奇抜な議論を持 松 本氏の (下2)・「軍 松3のなかで であるとする。 かり は ゅ けえに 捕縛具であ は軍 士制 服官給 の官 検閲 服

評

すことによって、 を立 一証しようとする、 腰 縄 強引さである。 ル 上 説 を無理矢理 この 点についても本 否定 Ļ 腰 稿 縄 第 \parallel Ł 捕

ていないと思われるのであるが、 14本論でも繰り返される。 の根深さを垣間見させてくれる。 論点整理が好意的に紹介されてお 以上みてきた松4 「はじ め 私には É が 論点 あ ŋ 初学者向けの げ <u>4</u> る四 の整理に 律令軍 0 0) .も問題点の 制研 入門書では松本氏 論 点 究の憂慮すべき現 問 指 題 点 摘 にもな のこ は

> 6 お

論 先

的 らためて立証する必要はないのであるが、 考察になればと思う。 実なものにしたい。 そこに紹介され さらに広く古代史研 にとっては腰 その新鮮な世界を巡ることによって、 以下、 縄問題はすでに決着済みであり、 ている用 松 |代史学と国語学 4 究者にわかってもらうため が 「例を窓口にして民俗学・民具学の

」 :紙幅を割いて援用する辞書の語義 松本氏に得心しても 民俗学をコラボさせた言語 私見をより具 に、 腰 縄 粘り = ~ 強 ル 教から出発 点く説明を 体的 成 らうため \vdash 衆に事 説 をあ カュ 史 0

> 語 観 れ

寸 たことを示す」と述 であろう。」という解説に寄りかかって、 壬二 本氏は松1で、 「軍団 治安維持武 語義を引く、 兵 縄 士が本来的に捕縛等の 松2では、 『日本国語 を連想していい 力説 べた。 「調査報告書」の 罪 松 本氏は、 人追 「腰縄」 大辞典』 捕 中 その淵源を の字面のイメージから現代日 心 議論 罪 があげる 「捕縛等、 任 人追捕職務に深くかかわ 一務説) の出発点から 検閲簿二行目の 検閲簿の 「(1)腰に付けて携 種 0) 論 々の用途に供 拠としたの 腰縄 「寄りか 装備品 に求 いってい であ 上本の拘 かり」 いしたも 「腰 軍

辞

する「用心縄」 がて前者の語義は相対化され、 貫した自説を固守したまま、 (松4)° .る(それが正しい道なのであるが)。 .義性を有する縄になってしまった (。)。 ける敵兵 繰り出しながら、 拠 義についてあらためて検討してみる必要がある。 から自身を解き放ってもらうためには、 軍 入観にもとづく捕縛具説は、 士自 この先入観= 身の腰に吊す腰縄 罪人捕縛・敵兵捕縛に特化した、 、捕縛具に力点は移動し 「細引き」に相当する縄) 縄 アプリオリが松本氏の議論の原点である。 変容を遂げていく。 解 面縛」「上衣帯検閲 ~と、 下 4 の 軍士自身の腰に吊す腰縄でもあるという 私の指摘ですぐに誤謬が露呈する ·松3· 語の成り立ちの 松本氏がかたくなに固持する先入 「多目的万能 すなわち罪人捕縛具 に接近するのではないか懸念さ 後者に重心が移っていけ |腰縄 松4)、 相手の腰に巻く腰縄、 後官給」 捕 0) ロープ所持説」(後 理 多様 縛具としての 解も変異して 用 へから その を次 例 とい ば、 いから ような 用 朴 B

両

め \mathcal{O} L \mathcal{O} 性について指摘され、『個々の用語の豊富な使用例を挙げて、 正 進 たい。 時 言語史的 いものである (®)」 しい解釈にとって不可欠であるべき個々の 以 前 は、 「官底 使用者の階層的性格、 研究 歴史学における実証的方法について論じられたさ 7 の重要性に思いを致しながら という論稿を書いたとき、 との指針を示された」、 語義の転化などを説明した文献が と述べた。 用語の その 佐藤氏の言葉をか 冒 言語史的 頭 あらため 発生・ 1考察 か つて 是非 て用 史 \mathcal{O} 死 必 佐

寄りか 松本氏 縄 書 は 0) 氏は、 帯 語 かりすぎたり、 は、 $\widetilde{\sim}$ [義を考 ルト どの 辞 書項 察の手がかりにすることは大切なことであるが、 辞書にも腰 ではない、 目 が そこに止 深示す ・語義をあげて自説を根拠づ 組を 検閲簿の ま 帯 てい 腰 とする語義・ 縄に ては、 帯 研究を深めることは 用 字が含まれ け 例はない ることを 好

腰 な

べても、 い。」と厳しく迫るのである。 れていないのか、このことに関して、氏(下向井) から帯では 反故になって空しく舞い散ってしまう。 例があれば、 縄はベルトの素材として不適であるなどと述べ、「なぜ帯と明記さ 辞書以外の多様な資史料に腰縄を「帯(ベルト)」とする豊富な 松本氏が辞書説明に費やした紙幅のすべては水泡に帰 また辞 .書の縄帯の「腰にくひ入る縄帯」という用 しかし辞書の示す語義・用例を表面的に並 からのコメントはな 例

け

0)

る際に、 をひもとけば、「(1)腰につけて携帯した縄。 ただし、本縄のような厳重なものではない。」の三つをあげる。たしかに 腰に縄を巻くだけでなく、 た人。(3)江戸時代、 「縄帯のこと」とか「腰に巻く縄製のベルト」という語義は見当たらない。 について具体的に検討していくことにするが、 !の辞書も同じである。 さて腰縄の一 の用法(3)については対象から外す。 囚人の腰に縄を掛けること。 般的語義は 武士を未決勾留する場合に用いた拘束方法。ただ そこでこの辞書の語義・ 両腕が延びないよう羽がいじめにしばるもの。 「腰に付ける縄」 また、 その縄や、それをかけられ であり、 2 用例を手がかりに、腰 江 軽罪の囚人を護送す 戸時代の武家刑法に 一日 本国 語大辞 典

戒具「捕縄」と「腰縄.

けられた人 と解釈することができる。 ために用意されたアイテムとしての縄の名称を意味するものでは 史大事典』 **泛疑者** • を掛ける行為・方法、 『日本国語 (腰縄付き)、を意味しているのであって、 には 者戒護の 近典』 の 「江戸時 方法で、 ②囚人の腰に掛けられた状態の縄、 腰縄の語義 代 吉川弘文館 軽犯罪者を逮捕したときや護送時 捕縄 2 を用 『国史大辞典』には は、 いた縛り方。」、 「腰縄」 囚人の腰に掛ける が、 小学館 ①囚人の腰に 「江戸幕府の ③腰縄を付 ない、 の戒護 『日本

> 方法。 束・護送するために腰に捕縄を掛けること、 られた状態の捕縄を、 ように辞書の語義を厳密に読んだだけでも、 罪 の腰に捕縄をかけ 「腰縄」ということがわかる 両腕を羽交締めに縛った。」とあ 掛ける方法、 被疑者・犯人・ 彼ら Ō 囚人を拘 腰に る。

要である。 戒具としての腰縄の問題を解くためには、 検閲簿の腰縄を軍団兵士の罪人捕縛具と直感してしまったのであった。 を連想するのはどうしてなのだろうか。 腰縄と呼ぶかどうかは確認していない)。 にもかかわらず、 とはいわない(ただし警察官・刑務官が装備品 とがはっきりした。 令や人権派弁護士の著作、 来、 このことは以前から漠然と気付いていたことであるが、 連行・護送・取調、被告人の法廷尋問というと、 「のことを「捕縄」(旧監獄法)・「捕じょう」(現行法) とい 承する現行刑事収容施設法で、 捕縛具・ 戒具として「腰縄」という公式名称の縄は存在し 明治四十一年 あるいは捕縄術の本などを読んでみて、 収容者の腰に付ける戒具(豆) (一九〇八) 松本氏もその陥穽にはまって、 「法社会学」的アプローチが必 施行の 「捕縄」をジャー 普通「手錠腰縄姿」 旧監獄法、 被疑者の 今 回 としての それ ゴ 関 近

縄 継 以

させ、 って、 からであろう。 われわれが逮捕・連行に 疑者・受刑者が厳密には捕縄という縄を腰に付けら じょう」ではなく、「手錠腰縄 人権問題、 「腰縄」・「腰縄付き」と呼び、 情 市民社会・人権 「腰縄 人格を否定し、 「人間の尊厳」 さまざまなまなざしを向けて見物し見送ってきたのである。 このことは法社会学・歴史学の観点からも重要な点であ 団 は、 体・ 辱め、 近世以 弁護士会・法廷では、 「腰縄」を連想するのは、 の問題として捉える(2)。 絶望させ、 憎悪、 (姿)」の語を使い 来 被疑者・受刑者を社会から隔絶孤立 怒り、 見せしめ・ 侮蔑、 法律用 11 こういう背景がある 嫌悪、 近世以来、 晒し者にする演出 れて連行される姿を 語 0) 手 受刑者 錠 間 及 は被 び

同

士 としての 視するためである。 及び捕 役割を果たしてきた、 じょう」 ではなく ということである。 「手錠腰縄」 0) 語 を使 市 良 うの 人権 は この点 派 弁護

観

くも ての L 俗 持 \mathcal{O} る で後ろ手に縛りその残りを、 流 前 あ 手縄ともいう。 たが 派に 力 縛り方として紹介されているだけである。 って引き立てるのであるから、 位 者の縄を早縄用捕縄 (同じく押送用護送縄) という、 組自体 てい はその のを即 するという心理的・ は .置で後ろ手に縛って残りを垂らしており、 犯罪人の 世以来の つて きわめ 呼ば な関心を超えた、 おける本縄 護送縄ともいう。 は 時 ム名として「腰縄 なかにただ一つ、 一日 れるのであろうが、 後ろ手に腰の位置で て限定的なのである。 身分・男女などで異なる)一 に制御拘禁したり、 「腰縄」とはいわず、 本縄はすでに捕らえた犯人を押送する場合の、 本国 縄術 の 語大辞典 種 13 Þ (明治に入ると逮捕用捕縄)、 藤田西湖氏はどちらの縄も に 罪人・囚人を絶望させ、 社会的効果に重点を置い の縛り方の は、 腰を巻い 腰に縄を二重に巻き、 というものは存在しない。 早 の 捕縄術 近世・ -縄と本 腰 '縛って連行する腰縄 犯罪人を逮捕する場合の 本縄は広い意味ではすべ このことも、 といっている。 縄の語義 膨大な図解を紹介しているが、「腰 た縄の後ろに通して長く編み上げ 近現代を通じて「捕縄」 縄 (縛り方) 定の縛縄方式による縄 が 図解されたどの縛り方も腰 あ 2 ŋ́, 捕吏・刑吏はその先端を 辱め、 腰縄 た用語であったことを の用語 に照ら それとは別の長 早 藤田氏はさまざまな 後者の縄を本縄用捕 腰縄」とはいわず、 縄 が、 ば 見せしめ 捕縄 て としての 乱 した場 アイテムとし 暴 「腰 (犯罪 だった。 術 術 狼 このテク 合、 縄 藉 い縄 晒 0 な 腰 0) 戒 軽 捕 働

を

帯

降 装備品の 縄 イテム名か否かに 0 イ 公式アイテム名だからであ ・を遡及させても征夷軍 こだわるの は る。 検閲簿の 軍 アイテム名では 士 0) 装備 腰 品 縄 0) はない ア が イナテ 征 近 夷 世以 A 軍 軍

> 腰 配によっ 腰 縄 縄 捕 に辿り 縛具 人捕縛具 本氏の 着くことはない。 説は否定される。 よりどころである語 敵 兵 捕 縛具とイメ 検閲簿の 義 アイテム ジしては 2 を突き詰めていくと、 名 け な [縄] 0) を、 である。

ДŲ

神事の縄帯・

1

というのが 場合が多い。」 て、 ど言 繰り返す。 「自身の 日本国語大辞典』をはじめとする辞書類にみえ い換えている場合が多いのである。 松2の下向井説否定の大きな論拠であり、 腰に巻く縄ベルト。 しかし腰縄の をあげよう。 語には帯 腰縄は 縄帯。二重に巻いて作業用 帯」 $\widehat{\sim}$ と書いて ル <u>}</u> 0) 用 いないから帯では 法があ な 松 3 · 腰 り、 0 縄 松4でもそれ 道具を挟 そ 語 れ を縄

どでは る 0) 在研 なかに、 \mathcal{O} で 縄帯 して納 ある。 べきである。 は 点であ 習 究もある まずあげたい 性 腰縄と縄 が腰縄を が仏教伝来以前に遡る可能性があるということは、 のことを、 棺する習俗があり、 仏教以 伝統的 「腰縄」といっている。 る。 縄 締 ろ 一 な葬儀では、 の 帯と腰縄 帯が互換性 前の原始的心性に由来する呪術 腰縄には は、 8 のことはこれ 山梨県市川 般的 . て 参 現 加する祭礼 の 元代でも行われている、 自 言い換えは湯灌装束だけに限られるとみる必 「ある同義語として使われ 湯 この 「縄帯・ 大門町や福島県いわき市、 |灌者が着ける縄帯は藁縄だっ |身の から 祭祀装束と共通する縄 言 腰に巻く縄」 、換えが、 ó 縄襷」 事例紹 神 事が各地に を着けた血縁 湯 介で明ら 灌で すなわち 儀 宗教的観念を読 存在する。 ており、 0) 行わ か 帯 になっ 茨城県土 者 灌 縄 た。 が 常に興 襷の 死 お 用 者を湯 け 0) 法 4 る (味深 縄襷 が 取る 市

する (17) 。 で作った髪を振り乱し、 燃えさかるなか、 伝わる奥津比咩神社の名舟大祭では御陣乗太鼓が奉納され、 藁草鞋、 和 歌山 が 荒縄 白装束姿で土用の水垢離神事を行うという(ミ)。 宮座衆が秋祭りを前に、 腰縄を締める祭礼・神事は全国いたるところにあるだろう。 の腰縄を巻いて練り歩き(5)、 神倉神社の御燈祭では白装束の上り子(の 異様な面をかぶった男衆が野良着に腰縄を巻き、 怒声やうめき声を発しながら、 精進潔斎のため編み笠、 奈良市柳生の八坂神社では上 乱れ打ちを披露 輪島市名舟町に 腰縄、 ぼりこ・ かがり火が 数 海藻 あ 珠 が

> 0) 力

腰縄 たのである。 長く漂う腰縄をつけていたことを、 おそらく花と若葉で彩られたからくり仕掛けの春の山を背景に、 『西鶴大矢数(ミン)』第二三の「山は春 (1)「腰に付けて携帯した縄」の用例として、 縄 次は海女の付ける腰縄である。 がからくり仕掛けで霞のようにたなびいているのであろう。 霞引見ゆ〈嘉雪〉」を引く。当時上方で人気の「大からくり」で、 『日本国語大辞典』 元禄期の上方の人々はみな知ってい 大からくりに顕て 延宝九年 は 「腰縄」 (一六八一) 刊 海女が 海女の の語義 蜑り

頁)。

没入シ、 称スル手綱ヲ持チ、 ソヲケ』ト称スル桶ニ長キ棕櫚縄ヲ附ケ、 女の習俗の実態調査報告書 て海上に浮かんで磯桶に移してまた潜る、 「トツタ」 『トツタ』ニ取リ集メタル石花菜ヲ『イソヲケ』ニ遷シ・・・ 」と紹 復一の -成二十二年(二○一○)・二十三年度に三重県教育委員会が行った海 海 (網袋) !面に浮かべた磯桶に取り付けた長い棕櫚縄の端を腰に巻き、 調査記録 !底ヲ探リテ石花菜ヲスクヒ、凡 をもって海底に潜り、 : 桶 は、 ノミヲ海上ニ浮ベ『トツタ』ヲ携ヘテ海水ニ (1) に引かれた、 志摩の海女のテングサ採集について、 採ったテングサをトツタに入れ というのである。 コレヲ腰ニ結ヒ 明治十八年 分時間ヲ経テ浮ミ出テ (一八八五)の 『トツタ』 海女の腰に 介し \vdash

> であるだけでなく、 報告書の道具一覧表では、 告ではトツタは手に持っており、道具について記述はない 道具を使う場合、 ギノミ、 んだ長い棕櫚 海藻漁ではカマ、 縄 が、 道具を挟む作業用ベルトだったのであ 腰縄に挟むことになる。 西鶴大矢数の 網袋は腰に巻くとあり、 エビ漁ではクマデが使われている。 海女の腰縄」 「海女の腰縄」 アワビ漁では である。 はたんに命綱 福 ノミ・

この腰縄 用いる」(二六五頁)と説明している。 リガイをハチコの左腰につけておいたりするためで、 金)をハチコに差して潜ったり、(アワビを見つけたとき目印にする)キ ている。 (地域により棕櫚縄・麻縄) 田 り、「この腰縄を『ハチコ』と呼」 辺 悟氏『海女 「アマが裸潜水をおこなう際、 (ハチコ) は、 (あま) ⁽²¹⁾] 地域によっては腰綱・ で作った「腰縄(ハチコ)」が取り上げら 第四章 腰縄と用具はセットなのである。 び、「アワビをおこす鉄製の箆(磯 腰に縄を巻いて作業をする地 「海女の民具」のなか 胴綱と呼ばれる (二六六 いわば、セットで で、 稲

綱 換えだったのである。「海女の腰縄」 場合も同じであるから、腰縄と腰綱は中世以来ごく普通に行わ とおり田辺氏も書いており、 だ、とする(七二~七三頁)。 編袋や取り損ねた貝の目印 まわししてイソノミをさした」、と描いている。 「腰綱はアサとか布片、 ||付き作業用ベルトだったのである 漁業史研究・海民研究の開拓者羽原又吉氏は『漂海民(ミン)』 またはワラシメナワ様のもので、 (前記のキリガイ)、 後で述べる中世弓術における的付け 腰縄を腰綱と言う地域があることは前 は、 潜 水漁で使う道具を装着する命 海藻を切る鎌 羽原氏は、 これを 返綱に は の なども なか た言 腰に二 Ó で、

と対面した山上憶良が広成に献じた って奈良時代の天平五年 鶴 の時 代の 「海女の腰縄」 (七三三) 三月、 以 来 「沈痾自哀文 (ミン)」の詩句 現代までつづく腰縄潜水 自邸で遣唐大使多治比広成 漁河 漁

西

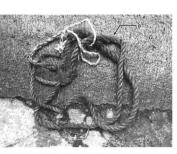
禁具 白水郎 う奇 要なのである。 び」た海女も、 大な真珠を採ったという説話であり、 紀初 「腰縄」 || 鑿と籠を装着していたの (郎(海士)男狭磯が、は抜な表現で紹介する。 |年九月十二日条の ર્વે に付した『万葉集』本文註、 「腰縄」 ますます興味深い。 顔の をつけて潜水漁をしていたことを物語る初見例という点で、 捕 必要な道具を装着するベルトという点で、 き 征夷軍軍士の腰縄に通じる。 まで遡るとす 魚鰒 へと展開していく「身体を確保する最も合理的方法」と この 次述の を 腰縄潜水漁がさらに『魏志倭人伝 水無 V 『日本書紀』 Š 「腰繋」縄入,,海底,」の記事を、 考古学からの意見を聞いてみたい。 れば 深浅 明石の海で この記事は、 であり、 にみることができる。 (腰縄の素材は藁では 女は 皆沈没取」 允恭紀の説話から 現代の海女の 古代の海士・海 腰に鑿籠 「腰に縄を繋けて海底に入り」、 なお松2は、 允恭天皇の命によって阿波国の 之、 を帯 : 腰 同じく八世紀 縄 『日本書紀』 び はないか 世 今倭水人、 女が作業用ベルト みて腰に巻い 7 (ハチコ) 罪人・捕虜 紀 0) 0) 潜 「鑿籠 きて 「末盧国 と同じ 好沈没 允 れ 末 深 ない 恭紀 の拘 (九 た縄 を帯 き潭 巨 重

た。 道 !具装着作業用ベルトであること、 (1)「腰に付けて携帯 装束の腰縄とともに、 上の考察から、 ルト。 縄帯。」 「海女の腰縄 の)用例としなければならないことが明らかになっ した縄」 新たに加えるべき語義、 は、 の用例としては適当ではなく、 したがって『日 古代以来の潜水漁の、 すなわち 本国語大辞典』 命綱付 「腰に巻く さきの の語 きの

3 宮崎県椎葉村焼畑農業における腰縄

間に差し込んで携行する 巻き付けて、 在もなお日 [本で唯 が 使われ 木や枝の伐採に使う鉈や蔓草を刈る鎌 焼畑農業が行われている宮崎 ている ② 2 。 27 海女の腰縄と同様 $\widehat{\mathbf{Z}}$ 1 腰縄 心を二重 県椎葉村 道具を挟む作業 を、 にや 腰 Ġ 漁縄と腰 、強めに では、 \mathcal{O} 腰 腰

市



椎葉村焼畑農民の腰縄

図2 腰縄を巻いた焼畑農民

後も気長に事例探訪を続けたい。 業用ベルトとして縄帯=腰縄 ではその確証をまだ得てい 使われて 能である 0 最も一 宮崎県の農作業着の で胴を締めていたという(%)。 ルトであ てい る。 般的な生業である日本の農業におい たので、 る。 後述のように鳥取県では また宮崎 このように理解して大過ない 縄帯は腰縄とも呼ばれてい ないが、 県 が 0) 伝統的な農作業着タナ 般 椎葉村の焼畑農業で腰 的であったと、 節をかえて詳述 野良着の縄帯と腰縄 て、 と思わり ほぼ断定できる。 するように、 全国的に野良 たと類推することが れる。 は同 筒 いう 義 着の 宮 語 Ó は 代以 崎 作 県

腰縄いろいろ

4

来

て 可 5 帯 用

つめて 内 この研究では、 カマ 「えは まず萱葺き屋根の葺き替え作業で 鈴 口県の事例を紹介しよう。 いるが、 淔 などの道具をはさんだ出で立ちだという の茅葺職 ご業者を集落の男衆が手伝う形で ネット検索してみるとほ 海女の腰縄を作業用べ 人集団 =太子講の 徳島県 かにも 名西郡神 使う縄帯 ル 人たちは、 \vdash 0) 行わわ 面白 一山町では、 わば指標とし 'n 29 0 腰 腰 11 , 事例; 漁縄に 縄をまきます。 専門 Ш が 口県萩市で]業者は 萱葺 て、 て、 、つも 屋 検 根 徳島 縄 0)

0 進

挟んで作業が行われるのである。 能な同義語には違いない。 違うのか、 徳島県の縄帯と山 紀縄に鎌を差したり道具や縄 わらの縄と一 併用される語彙なのかはこれだけではわからないが、 口県の 部には棕櫚縄を使います 腰 屋根葺きでも命綱付きの 縄 は同じものであり、 の端をちょっと挟み込んで作業して (3)。」と紹介されている。 地域によって呼び方が)腰縄・ 縄帯に道具を 互換可 いき

> 0) 通

いないが、 (網に巻き付けて種播きしていたという(3)。 培では、 陸稲栽培の腰縄は、 堆肥と混ぜた種籾を肥ザ 見相模原市緑区 (旧津久井町 後述する野良着の腰縄に解消されるも ルに入れ、 城山 ここでは道具を腰に差して 町) 重いザルを腰に回 で行われ てきた陸 した

曳く (32)。 差すことはないようだ。 であろう。 さらに東京湾の貝漁では、 り起こしてハマグリ・アサリなどの貝類をすくい採る漁法が行われ 海中に漬かって海底の泥に埋まった腰捲籠を腰縄で引っ張りながら 捲籠には大中小があり、 長い縄の一端を腰に巻き付け 海女の腰縄 (ハチコ) 馬鍬に籠を付けたような捲籠で海底 に似ているが、 大は船で引く大がかりなもので、 端に腰捲籠を結んだものが腰縄 この場合も道具を腰に 0) 中は 砂 泥

の成果を探索してみたい (されている)と思われる(3)。 こうしてみるとまだまだ様々な生業・作業におい これからも民俗学・ 民具学の調査・ て腰縄が使用され 研究 た

野良着の縄帯・腰縄

Ш [語大辞典] 仕事の出で立ちと共通する。 さて、前述の湯灌の「縄帯 縄襷 が の望 と描かれ 「縄帯」の用例としてあげる寛永十年 一の句に、 た、 近世初期の農民の 「いくすぢも (腰縄)・ 湯灌の清浄な縄帯 縄欅」という出で立ちは、 有野路山道 「草木刈る」 ・縄襷姿は日常労働 (一六三三) 刊 草木刈 野良 仕事 『日本 袖 は

> 腰を締めるごく普通の帯だった。 常は使わない特殊な帯ではなく、 姿の投影でも あったのである。 世初期 縄帯は、 のごく普 松4が 強調するような、 通 0) 農民 が 野

芝村藩惣百姓が減税を要求して立ち上がった。 近世中期の宝暦三年 その吟 百姓と申者タヾツヾレギレヲ相着し、 村 々百姓に対して、 ・味に当たった幕府勘定奉行 (一七五三)、 困窮は 生活が贅沢になったからだと決めつけ、 年貢増徴に反発した大和 一色周防守は、 帯 等も縄帯を致 いわゆる芝村 江戸に召喚 昼 玉 夜共 |天領 入した芝 相 預

が、

村

精出し申候得者、

困窮致候事無之(35)、

語 あるが、 \mathcal{O} は、 لح る ボロ着 しているの 言 ボ 「 い 放 ロの野良着に縄帯だったのである。 0 た。 縄帯は過去のものになっていたことをうか が興味深い。幕府の役人たちが思い描く百 ボロ着・縄帯が百姓の野良着姿の典型であったことを物 百姓の質素倹約を、 つぎはぎのボロ 近世中期の先進地帯では 着と縄帯を例 がわせる発言でも 姓のあるべき姿 に 百

たことがわかる。 てみると縄帯は、 近 姿が各パ 解説は付い 描かれた稲刈りする野良着姿の農民は、 世後期の住吉派絵師白波瀬尚貞の筆になる、 また一八世紀末に編まれた ーツの解説付きで図解されている。 ていないが、 それは当然ながら、 特殊どころか近世百姓のごく普通の労働用べ あきらかに二重に巻 『奥民図彙 中世農民の野良着に遡る。 36 _____ 縄帯を締めている (37)。 図中、 に、 二幅 いた縄帯である。 津 背中に鎌を挟 軽藩の農民の 対の 『農耕 さらに 野良 1

遍臨終 られた、 を拝んでいる様子が描かれている。 る男と、 松4が参照した『日本常民生活絵引(3)』 縄帯を締めた鎌倉時代の農民の姿は興味深い。『一遍聖絵』の 鎌を帯の背に挟んで跪座する男が、 面 の 部であるが、 地面に置いた荷縄と竿と鎌の 絵は二人の帯に斜線を施して、 第二巻の 259 ともに合掌して臨終の 「拝む姿勢」 傍に跪

遍 す げ

0 た縄であることを表現して 、おり、 絵引はこ れに 縄 帯」 0) 語 を当て

0 のに似た奇抜な発想である 0 「腰縄」とセットで使われる、 として利用したも の」という不可解な説明をする。 は、 は 荷縄 <u>の</u>_、 を 切るため 「荷縄を扱うという特 腰縄をほどくためだけの器具とい Ó 道 松2で 洹、 検 荷 閲簿 殊な状況 縪 0) 一行目 部 0) \mathcal{O} 切 姿を つ 緷 7

<u>څ</u> 括 241 収 民にとって野良着を縄帯で締めるのが普通の姿だったことを示している。 た農民たちである。 って天秤式に担 穫期にあたり、 「稲・草の 齣であ 臨終は かし画面はどうみても、 「荷縄を扱う」 正応二年 運 鎌は収穫のための いで運ぶのである にあるように、 (一二八九) 八月二十三日 は 野良着姿の農民が自然に 「特殊な状況下」 農作業の途 刈った稲束を竿の両端に振り分けて ものであろう。 (二人一組なら、 中に ではなく、 は描か 遍の (西暦九月九日)、 竿と荷縄 れており、 臨 ありふれた農作業 終を知っ 駕 籠 舁き式に担 は 当時 て駆 絵 似引同巻 早稲 の農 け 0 0

で 民 /貞子氏 良 は にとってと同じく、 ない。 着について、 近 遍聖絵』 世 は の農民の間では、 互 民 腰縄のところでも少し触れたが、この 下 良着 俗学・ |換される言葉だったはずである。 が 古老の話をまとめ :描く野良着に縄帯姿は、 鎌 脚 (のらぎ) (4) 民具学の地道な調査研究に耳 をさした。 辞か脛巾を巻いた。 帰帯で固 中世農民にとってごく普通の出で立ちだった。 湯灌の場合のように、 一定して 」(一二頁)、 には、 ると、 샅 事 「明 着とし 『男は 腰 『犬子 紐 また農民 治中期から は 着物 さきに椎葉村の焼畑農業 た。 集 ボロ 想定は根拠の を澄ませてみたい。 下 野 (長着 が山 が 布と 良着の 衣 詠む 末期 林 「物)の裾を後方 股 伐採、 近世初 引 別に着 縄 is of ない ・腰巻を 帯 雑 用 期 飛躍 した 穀 Ô 福 中 上 農

> 着姿、 くに山仕事)。 て野良着に縄帯を着け、 頁)と記 類 5 袖 ·五六頁)、「 で、 栽 椎葉村 培 述されており、 帯 ウ 焼畑農業の作業着姿と基本的に同じであ 『一遍聖絵』の野良着姿、 きを腰に ゾ 男性の ĺΚ ŋ きき、 、取りなどの山仕 縄帯と股引が昭 鳥取・島根両県の農民は野良仕事・ 縄帯に鉈や鎌をさしていたことがわかる 必ず・・・ 鉈 !事で着る山着は、 『犬子集』 和 手 中 鎌 -期には 腰 の描く 帯にさし 廃 れ てきた」(一 Щ 手 草 山仕事に ていた。 0) 刺 子

五. 筒 芋

縄 たとしても、 は、 チック製の) 年代になっても、 す。」という貴重な証 よ』と教えられ だと思います。 乞うた。 縄 私 と言い のなかに、 跪 は福井貞子先生に私信で野良着の縄帯と腰縄の関係に 先生はすぐに丁重な御返書を下さり、 た農民の帯に 腰縄は日常的に互換使用される同義語彙だったのである。 換えている記述があることに気がつい 中世農民はべつだん首を傾げはしないだろう。 籠に入れて腰縄に吊り下げた」 田 明治生まれ て、 「昔から伝承した着衣がいまも残され」、 植えの作業着がナイロンのカッパに変わ 腰に巻 言をいただいた。 「縄帯」の語彙を当てたが、 の祖父はよく使い、 いた負綱で刈草を背負った事 御教示を得た後に と、 『縄帯、 『山草刈 . た (一) 四 縄帯をごく自然に 「腰縄」 ŋ 腰 苗 耀 の語彙を当 なって を は 0 0 頁。 た昭 想 腰 は 11 縄 は 7 (プラス 出 同 和 を 良着 しま 意 絵 五. え

0)

漁 業によっ 使われてい 0 獲 たことを確認しておきたい。 **世** てこの 縄帯= 福井氏 従事 「縄かロ たことは知られているのだろうか。 してい ようなかたちで証 腰縄が中世~近代の 近 『野良着』 ープの 代史家の間で、 たとも記されて ような紐で腰をたるませて結んだ」 には、 このことが、 野良着の帯として縄帯=腰 Ш 明されたことの意義は大きい I 陰地 農民の一 る 方 の半農半漁 四 文献史学・ 般的な農作業用べ もしそうでない 頁。 漁労着も縄帯 民俗学の 人は 縄 帯をつけ 灘着と ようなら、 と思う。 ル 共同作 トであ 普 Ï 通

縄だったのである

する松本氏の下向井批判のよりどころもまた崩れさった。 説であることは誰 いから帯ではないという主張が、 ここまでの事例紹介によって、 (類似表現が数カ所ある)、 本来縄は帯として使用されるものではなかった」、とい の眼にも明らかであろう。こうして素材 縄帯が、 完全に根も葉もない、とんでもない妄 また腰縄は 「腰にくいこみ人体に苦痛を与 「帯」と書いていな 形状を強調

このうち海女の腰縄は確実に八世紀 差すかどうかは別にして、 腰縄を重点的にみてきた。 根葺きの腰縄、 まで遡る用法である。 古代にまで遡る海女潜水漁の腰縄に詳しくふれ、 民俗学・民具学の成果に導かれて、 陸稲播種の腰縄、 共通するのは作業用ベルトという点であ 湯灌・ 神事の腰縄を除けば、 貝漁の腰縄をながめ、最後に野良着 (さらにいえば『魏志倭人伝』の時 湯灌・神事の腰縄か 焼畑農業の 道具を腰縄に 6 腰縄、 ર્વે はじ

私 定した政府担当官たちの名称選択の意識にまで立ち入ることは難し いう明確な認識 うことをはっきり示すためだったと思われる。 と明記されてい は担当者たちは装備品装着ベルトを表示する最適の語が腰縄であると |衣を締める機能を表す帯と区別される、 民具学が取り上げる多種多様な生業・作業で使われる縄製作業用 れた装備品を装着し使用しながら行われる。 |軍・野営・陣営生活は特殊な野外活動 関簿の腰縄が何なのかを同定するうえで決定的である。 征夷軍軍士装備品検閲簿の腰縄が二行目装束欄にあることとともに、 腰縄の特殊な事例だったのである。 業用ベルトのことを腰縄という用法が八世紀に存在するということ のもとに ない のかし :腰縄の語を選んだのだと思う。 (松 4) と回答を迫る。 検閲簿が (作業) 装備品装着ベルトであるとい 検閲簿装備品リストを第 検閲簿の腰縄は、 であり、 「腰縄」 否定命題 松本氏は 三行目 としたのは、 征夷軍 の証明は 民俗学 に列挙 一軍士の 「なぜ いが、 ベル

> たであろうか の証 V わ れるほど困 [難な証 明であるが、 れで回

て気がついた。 簿の「腰縄」がここまで貴重な二字であったことに、 民具学と古代史学を繋ぐ小さな架け橋として輝きを放つのである。 点しか存在しない「腰縄」の語句が、 な世界が広がっていたことになる。 ・作業・工事などで、 軍士が装備品装着ベルトとして使った て逆転させるならば、 て稲作農耕をはじめ、 民俗学・民具学の成果に学び 八世紀末に、 般的に使われた作業用ベルト= 山野河海 ながら到 古代史料のなかではこの 戦争という特殊 集落・都城を舞台とする様々な生業 大袈裟かもしれな 「腰縄」 達したこの の背後には、 な野外活動 私はこのたび 論をさら が検閲簿 八世 で征 民俗学・ 1紀にお 0) 広大 検閲

V

本氏は、 作業、 帯=腰縄であったとみたい この文脈からいえば、『時代別国語大辞典 を挟んで出掛けるのが一般的であった。 資料は生かされもするし殺されもする。 労を多としたいが、 代別国語大辞典 「鎌を腰にした農民像埴輪は縄をしめている」という説明を検証 て、 ここで松4が否定的に紹介した六世紀の農民像埴輪に注目したい。 とくに鎌を使う作業(稲刈り・ 帯が縄であるかどうか確証はない、という回答を得ている。 腰の背に鎌をさす六世紀の三 上代編』(三省堂 せっかくの回答を消極的にみるか積極的にみるかで、 山草刈り)には縄帯=腰縄の |例の埴輪について所蔵機関に照会 一九六七年)「おび 腰に鎌を挟む農民埴輪の 前記のように、 上代編』の 解説 中世~ (帯)」の 近 代の農 正した松 項 縄

にようやくたどり着いたことになる。 莂 野 、島に稲作農業文明が根付いてから、 続けてきたなら、 の縄帯=腰縄、さらに多種多様な生業・作業で使う腰 この 議 論をきっ その終着点= かけに追い続けてきたその終着 すなわち弥生 出発点に立って、 代以 来ずっと 縄 使 万 点 日

わ 本

に藁・ である(4)。ここでも考古学の 0 て ったらしい だろう。 示すとおり縄文時代には 思 たのである。 が定着していたのであり、 縄利用に直 を込めて快哉を叫びたいところだが、 稲藁ではない 腰に鎌を挟 すると卑 時代になってはじめて藁・ 結するものではないようだ。 植 物繊維の縄の作成・ 弥呼の時 一般的であり、 む農民埴 声を聞きたい。 やはりは '代の潜水漁の |輪が作ら 植輪のモデル 縄 縄利用が行われるようにな の遺物も出土しているよう れる時代には、 使用 鉄鎌による稲株の かし 腰縄の素材は何だった たは、 は縄帯= 稲作開 縄文土器の名称 腰縄 すでに根 始 が を巻 ただち 根 ΙΙΧ 11 lΚ n

的付けの腰縄

が するための留め具である お 弓 裏で結んで的を堋に載せ、 な史料であ 箭にかかわる道具」 変わった例を紹介しておこう。 「腰縄」を通して「蝉の腰」 の形状は図3 八、二五 よその意味を取ってみると、 細は不明である」、 『弓馬問答』) 一には、 cm O 室町幕府の弓場始 調査報告書」 (4) の通りで、 「蝉の腰」 とも 説として紹介する。 とするのも頷ける。 蝉」 「緒」(『佐竹宗三 堋に差し込んだ的串(候串) に掛けたらし に巻く縄を「腰縄」といったのであり、 が を二重に巻き(だから 大きさは二寸五分だったという。 (蝉形の管) の的付けで腰縄が使われるとある。 調 「特に弓箭に関わる道具かとも思わ 小笠原流弓術の的 查報告書」 を的の三カ所に付け、 わからぬながら聞書を読 |聞書|| 松2はこの説明を、 が紹介する『佐竹宗三 ともいったようだ。 付けでは、)腰縄という)、 的 腰 このわ を固定 蝉 的 [編] 難解 7の管 んで V) ħ 「腰 聞 \mathcal{O} る

ŋ

具に巻く縄 お 換え表現でも 綱は前記のとおり、 5 をさす語としても広く使 腰縄は腰と呼ぶ部位を持 0) が呼称で 近現代では あった。 海女の 腰 高 縄 · 所 \mathcal{O}

図3 的付けの蝉

時 付けにおける たものと推察される。 代の 団 |兵士の 「腰 弓術 縄 の語は奈良時代まで遡ることになろう。 訓練における的付けでも 奈良平安時代の弓射儀礼や衛 蝉が使わ 府 ħ 亨 術 訓 練、 奈

的 良

るの 行目の 女 • 業道具を挟む。 また「腰に食い込む」 だろう。 ミゴを三つ組みにした藁縄(ミゴ縄) に古代にまで遡り、 ために腰に巻く縄製の作業用ベルトで、 夷 縄帯のこと。 軍 法から見て最適の用語選択であったことは前述のとおりである。 腰縄も同様である。 特殊であるが)、 う用法であり カュ 本章でとり 椎葉村焼畑農民、 〈軍軍士の腰縄も用例に である。 かって述べ立ててみても、 士の装備品装着ベルトである腰縄も、 松本氏 「腰縄」であっても何ら違和感はないどころか、 今後、 あげ また器具の腰部に巻く縄もいう。」を加え、 特定の作業で腰に巻く縄製作業用ベルトで、 が帯と書いてないから帯ではないと声高に主張しても、 (湯灌・ たのは、 腰縄の語義の広がりを示す。 湯灌の腰縄、 国語辞典を改訂するさい、 的付け 縄がい つまり征夷軍軍士の装備品装着ベルト 神事の腰縄は作業用べ .加えていただきたい。 国語 の蝉などを使ってほし かに帯に不適かと辞書の 事実が松本氏の主張を完膚なきまで裏 辞典に載せていない 蝉の腰縄もその可能性が高 か麻縄を、二重に巻いたもの しばしば道具を挟む。 次章で述べるように、 「腰縄」 ルトではなく、 海女の腰縄の用法は 「特定の 示す語義だけに寄 0) そしてできれ むしろ腰 用例と 語 義の が 作業を 縄 検閲 蝉の ば 帯。 丈夫な しば だった 縄 野 て海 の用 かに 簿 良 لح る

軍 語 0)

は 11

五

征

とする用例 本 角川 語 古語大辞典』 大辞典 0) つが、 が が 『国性爺合戦 腰 縄 捕 縛などの用意のため、 語義 1 (第 腰に 0) け 節 である。 明

事実によって証明されるものである。

ただし、

上記の万能ロープを八世

んだかどうか

(次述のとおり、

呼ばなかったと考える)、

あ

二行

目の腰縄が万能ロープであったかどうかは、もとより

万一、 て娘 とを唯 引き渡す。 得る「多目的消耗品」のロープそのものである。 だし万能ロープだから、万一、帯が切れたときには代用帯にもなるし、 妻の娘聟になっていた韃靼将軍の協力を求めようと居城獅子ヶ城樓門前 いるとき、 に到る。 「力なく、 ここで自身の妻を後ろ手に縛り上げた「用心の腰縄」 憶測にしたがって想像した」、 トの腰縄とは、名称は同じ腰縄でも、 た万能ロープであった。 通 臣 ŋ, に滅ぼされ 鄭芝龍 <u>・</u>の 人を縛る必要が生じたら拘束具にもなる。 将軍 対人・対物・対環境への万一の備えとして腰に付けて携帯 その思考過程で浮かんでくる憶測や想像はやがておのずから 目的とする縄として所持していたわけではない。 用心の腰縄取出し、 そのとき と面 留守 た明国復興のため父母とともに中 官 中の城兵は妻 会することを認める。 「縄かけ給 と日 罪人の腰に巻かれた腰縄、自身の腰に巻くべ 本人 高手小手にしばり上」 征夷軍軍士が所持する、 妻 (和藤内母) へ、一官どの」と促す妻に、 の間に生まれた和 父一 まったく別個のものである。た 官は妻を縄で縛って城兵に だけ縛ったうえで入城させ 正しい方向に思考して まさに**下4**で -国に渡り、 藤 げたのであった。 内 縛ることもあり は、 (鄭成 「用心」の字 人を縛るこ 父の亡き先 夫一官は 功 「松本氏 じて が

「腰に付けて携帯した腰縄 さて「用心の腰縄 「用心縄」の語は世間 0) 類語に の用例を他に見付けることが 「用心 で広く使われていた。 縄 がある。 用 心の腰 できなかった 耀」 (また 別問題であ るいは検閲簿で 紀に腰縄と呼

用 が日常用具とし 労働用具とし て使われていた昭和三〇年代ごろまでは農村では 所 て常備されていたし、 収辞典類や 『広辞苑』 に 都市の家庭でも生活用具とし 「用心縄」 語彙は ないが 生活

> 押入などに常備していた。 詳しくみていこう。

V

物

用途によっては棕櫚縄も)を使ったはずだ。 着ベルトも、用心縄同様に耐水性・ 縄くらいかとも想像する(用途によっては一二mのものもある。 部分)で綯って三つ組みにした丈夫なミゴ縄(※) 縄は背負い縄とともに、とくによく打ったミゴ 合にはとくに強くするため中程を少しく太目に よく打ったワラに強くよりをかけて入念に綯ったもので、 縄というようなものも備えなければならない。これらは普通の $\frac{\mathbb{E}}{\mathbb{E}}$ 腰縄=作業用ベルトも、 かしこの引用文からは用心縄の用途はわからない。 ため特別に三つ組みの縄にしてワラも吟味してミゴを使 を背負う場合はもちろん、車に荷をしばりつける場合、 『日本の民具(ギ)』 から十五尺 (五m) 位のものが多い。」という記述がある。 に「農家の生活には縄を必要とする場合が多かった したがってまた征夷軍軍士の腰縄=装備品装 耐久性が高いミゴ縄か麻縄 (藁から抜き取った芯 作っ であり、 た。 前節で述べた種 うことが多い。 長さも背負 長さは一〇尺 背負い あるいは用 縄では弱 地 域 の場

が を である。 き縛って、 投げるかと思いきや、 卓顚和尚が押入から「細引の用心縄」を手繰りだして「生命 る蓬莱ヶ巌に押し込められたまま身に危険が迫っている小坊主に、 駒ヶ岳の山麓、 談 るめく夢幻の世界に誘い込む泉鏡花が、 50 _____ 何 相手に場末の長屋で酒を飲 興味深いのが、 か金目のも のなかで描く用心縄である。 後者の舞台は、 柱に繋ぎ」、 のはないかと押 駒ヶ根村光蓮寺。 妖艶・華麗な色彩感と巧みな擬古的文体で読者をめ 和尚は小坊主の救助を願う名主の妾を 関の孫六で斬り殺そうとする、 明治三〇年代の千葉県山武郡成東駅近く。 む 入の襖を開けて、 増水した木曽川の激流のなかで孤 人身売買を裏稼業とする鍼灸師 前者の舞台は、 作品 『木曽の紅蝶(タ)』・『新泉奇 「真個に 明治初年の という物騒 何もないんだ 縄 「背手に引 住 <u>\frac{1}{2}</u>

0) L

「のに使つたんだい、」。 縄の片端を持つたくせに、 それにしちや用心 へ行く時 これで結わえて行くのかい、」、「馬鹿をいふな、 縄 がぐるく、 ・・・お玉の阿魔をふン縛つて、そこへ突つ込 押 入の 单 を廻つてるよ。 何 手がかれ、 もそ 七

ていたことがわかる 尋常でない用途であり、 二つの描写では、殺人(未遂)・誘拐監禁に人を縛っているが、 さて、 ネット検索などで用 質草を縛って 質屋に持って行く荷縄(後者) 般には押入に常置して、 心縄の 甪 例に当たり、 救助のための 鏡花 などとして使われ 描写 を加 命綱 それ えて (前 は

文化七年(一八一〇)刊行の八隅蘆菴『旅行用心集 (%)』 う あ 台 使 て縛り上げる自衛用の捕縄 誘拐など犯罪に使う拘束具 質草などを縛って運搬する荷縄(鏡花)。 ントにする る。 けて一 万能ロープで、 天井から吊し用便中に肥壺に転落しないようにしがみつく命縄⁽³⁾。 ・風で吹き飛びそうな茅・藁を押さえたりする作業に使う命縄 途 武士・農工商、 上記の用 イテムだったのである。 を例示してみると、 (鏡花)。 「至極よきもの」として ②は厠の天井に固定した用心縄だが、 方を腰に巻き、 ⑤忍者などが追跡者の足に掛けて転倒させる縄 途以外にも、 二途縄 使わない時には倉庫・押入にしまっていた。 上流階級 山中で木に掛け渡して魔除けの結界を兼ねた仮設テ 屋根を自在に動き回って火をたたき消 ①火災・台風のとき縄の一方を屋根の など、 家財道具・ (鏡花)。 縄 (適当な用例は見つけていない推測)、 「麻縄」 下層階級を問わず、 数え切れない多種多様な用途に使われた。 の多様な用途から類推すれば、 ⑦居宅侵入者・逃走盗犯を組み伏せ 小荷物 をあげるが ④救助・登攀・転落防止などの あとは家内・ 薪などを縛って運 「用心縄」 (その は旅行の必須アイ 用途とし 野外で適 53 0 は家庭の常 都市・ 棟に取り などで ⑥折檻、 したり、 て室内 機する 用心縄 宜使 農 (3) 厠

> スカウト 干 'n 紐 を例 ロープワ 示)、 「用心縄」 クを連想してもよ (また次述 の 細引き」) ボ 1

心縄から生まれた諺だろうか、 心縄も国語辞典に採 てほしい一 あるいはその逆だろうか。 語であ 用 心に 縄 張 は

5 57 ° ない。 たり、 た古代にまで遡るの 代まで遡るなら、 る事例があった(%)。 る必要がある。 支障が大きい 法が定着しているのであるから、 れるとしたら、 換えられることはないと思われる。 万能口一 ばしば腰縄に吊した細引きを作業で使う。 称として広く使われてきた語彙である。 世・近現代において、 万能ロー して携帯する細身の万能ロープを、 という言葉遊びのようなことになる。 代では野外作業 同字同音異義語の同時使用は言語生活 0) 細引きを 腰縄から 前記した『国性爺合戦』の プという意味で使うことが多いようであるが、 「細引の用心縄」である。 . の 「細引き」を応急の で回 腰縄 どういうことになるか。 細引きを腰縄とはいわない傍証になると思うが、 腰縄と言い換えることは、 腰縄に吊して作業に使う縄を腰縄といわない では 前章での考察のとおり、 避されるはずである。 を取り外して使う、 (活動)・登山 ない 多種多様な生業・作業における作業用べ か。 「腰に付けて 言語学• 「腰縄」 ・ボーイスカウトなどで使う、 「用心の腰縄」であり、 前章で明らかにしたように、 現代では 材質にかかわらず「細引き」 端的にいえば、 腰縄を巻いた人が腰縄を腰 (安全ベルト) として使 この点、 なかったと考えなければなら 国語学の意見を聞 作業用べ 腰縄を巻いて作業をする人は 作業用ベルト 細引きが腰縄と言い換 携帯した縄」 (コミュニケー 「細引き」を腰に吊す さらに詰めて確認 ルトを腰縄 腰縄を 「腰縄」 を腰 鏡花 ショ 語 縄 「木曽 いって ルトの こいう用 登 が古 Ш لح 結

す、 吊 L 呼 近 0)

に

用

イ

こうしてみると うことになろう。 『国性爺合戦』 すると ¬ 日 本国 のいう [語大辞: 典 用 心の腰 0) 語 義 縄 1 特殊な用 腰につけ 例

は

だろう。 誤謬ということになってしまう。 うことはほとんどなく、 用 そうなると語義 敵の腰を縛る縄、 心縄」 は作業用ベルトであって、 した縄」 そうだとすれば、 または が怪しくなってくる。 (1) は抹消するか、 「細引き」だったのであり、 ②自分の腰に吊す もっぱら 「腰縄」 この語義の用例として適当ではなかった。 棒結びにして腰に吊 「細引き」 の語の由来として松本氏が想定する、 辞典 特殊な用例と注記する必要がある 縄、 (が用例としてあげた「海 という両義性は、 の 語が使われる。 現在では用心 7縄は、 1縄の語 両義ともに 近世以降、 女の を使 腰

0

う。 口 からである。 い 実 軍 1 わないのは、作業用ベルトの呼称として腰縄が早くから定着していた 、態を想像したかったのである。 士たちには、長距離・長期間の行軍・野営・ の民俗的用途を具体的に挙げることで、 (細引き)に相当する多目的万能ロープは不可欠であったから、 用心縄」「細引き」について、 プではない。 以上の検討からみても、 征夷軍軍士と縄との関係については、 やや詳しく述べた。 また腰に吊すこの万能 検閲簿の 軍士たちの万能ロープ使用の 陣中生活のなかで、 「腰縄」 延暦年間 次章で詳論しよ は腰に吊す万能 ロープを腰縄と 0 征 用心 用心 夷軍

代では ではないか、 して使うケ は作業用ベルトを腰縄と呼ぶ用法が古代以来一般的ななかで、腰縄に吊 にして腰に吊して多種多様な用途に使われた万能ロー した縄」 検閲簿 年章では 「用心縄」「細引き」と呼ばれ、 はきわめて特殊な用法であり、 /ースが多いはずの縄を、 検閲対象外装備品の万能ロープを装備していたと考えられる。 『日本国 逆に 一行目 混 乱 を引き起こすことを回避 「用心縄」 が腰縄は [語大辞典] 腰に吊す縄ではありえず、 を立項すべきである、 \mathcal{O} 腰 あえて同字同音の腰縄と呼んで言語 縄 腰縄と呼ぶことはなかった。それ 辞典の語義から省いても 0) したのであろう。 語義 1 と提案した。 征夷軍 ープは、 「腰につけて携帯 近 軍 したがって 世・ 士は 棒結び いいの 近現 検閲

征

六

登攀・降下や救護のための命綱などである 前章でとりあげた「用心縄」 ていたと思われる。毎日の行軍・ たり、 火」に六疋ずつ配当)に荷物を固定するための への運搬、 幕舎張り、 軍士一〇人それぞれの個人装着万能ロープが大活躍したことであろう。 下2以来指 縛った縄 前章でみた「用心縄」 同 仮設柵作り、 摘し続けているように、 所から野営地への運搬)、 をほどいたりする作業は数え切れな 物干しロー の多様な使用例を参考にするなら、]「細引き」に相当する万能 野営・陣地生活では、 行 プ、 駄馬 軍 59 0 薪縛り、 野 (軍防令の規定どおりなら 営・陣 背負い縄、 荷物縛り(各 地生活では 生活単位 征夷軍 ロープを持 急峻 1級司令 たとえ 軍士は 地 火 形 で

0)

部 ば

が。 て 三品目ともに検閲簿三行目の欠損部 11 ン 独 ŋ 行目装束欄に挙示されることはないとみなければならない。 口 .カチ・手拭いなどとして使う多目的消耗品の布と共に検閲対象では から検閲簿に記載されないのである。 での用例は未見である。 腰に吊す万能ロープを、 ープは棒結びにして「腰縄=ベルト」に吊すアイテムであるから、二 しかし、この万能ロープは検閲簿二行目装束欄の腰縄では 「用心の腰縄」だけでしかも「用心の」という修飾語付きであ さらにいえば装束の肌着や犢鼻褌なども検閲対象ではないから これらは検閲簿二行目欠損部一品目ではないだろう。 後世、 検閲簿に掲示されるなら三行目であるが、 腰縄と呼んだ事例は、 一品目でないとするならば、である 万能ナイフの刀子も同じである。 前章でみたとお 棒結びにし ない。 万能 検閲 単

各級単位では、 など建 の梱包 各級単位に目を転じれば、 積・ 幕舎設営などに 輸送 下4で述べたとおり、 分配、 大量 陣地 0 兵站業務、 縄 防御柵の構築、 !を消費する。 不可欠の軍需品として莫大な縄 すなわち大量の 指揮所 したがって軍全体 宿舎・倉

庫 資

j 0)

一たちが 兵を縛った ストックされ 大な縄 営される陣地 ?ある縄 クからも適 を解く器具が、 捕 軍士たちは 宜 ていなければならない。 縛に 配 個 野営地 配給され 人装着 特 化した腰縄」 万能 を準備し 検閲簿三 たはずであ つ 0 1 一行目 撤収す ・プだけ [縄解] る。 を解くため 行軍 0 このように では るに当たっ でほどいていったのである。 「縄解」 なく、 野 |営・ の器具というの である。 て、 数限り 各 陣地構築などで軍 級単 きつく縛られ 長 なく縛る機 位 期・ 集 は 団 短期 松本 0 ス

が \mathcal{O} に をイメージする。 メージする。 全然違う。 つくづく思うのだが、 品かれた、 いに似ている。 腰縄から松 熱酷 意高揚ポスターに描か 私は、 寒 仏本氏は、 行 饑 餓 軍 本氏と私とでは、 野 疫病に苦し 7営・陣 戦闘場面で敵兵を拘 れ た兵士と、 地での辛く苦し みながら 征夷 軍 ひたすら 大岡昇平 軍 土 束する勇まし い野 活動イ 外活 歩く兵 'n 作 メー 品 動 士と など をイ い姿 ジ 氏

の夢想でしかな

縛具に 闘 縛具としての縄 化 たくましく描写したうえで、 が 章表題) んを縛り した消 こての縄 実相を理解していない n 本氏は松4で、 迈 特 時 す。 腰に 化 あ を常時携帯していた」、「不測の事態に対応して軍士全員が捕 耗 げ まるで征 品 携帯する縄は の重要性につい 検閲 を各自装備するのは至極当然」、「戦場で敵と対峙 いるような緊迫感が伝わってくる。 で 「(下 、あって、 夷軍 対象となる 向 61 軍 井 『多目的』 士が は て強調する。 軍 「戦場における捕縛具としての とし、 士が 生 「常時」 [腰縄] 死 常時 なものではなく、 戦 闘 • を か 所持 けた極 敵 すなわち「軍士各自は 0) 兵と遭 ような消 捕縛の緊迫した状況 使用可 限 遇 状況下での 耗 能な縄 むしろ捕 激 品 62 を は 縄 展 する軍 消縛具に だを想像 開 捕 酷 松 J 執 拗 縛具 な戦 捕 4

遭 征 夷軍 遇 軍 戦 闘 士が出立して帰還するまでの全期 戦場における捕縛具としての縄 別間に、 敵 を使う機 兵 蝦 夷武

巻

備

機会は、 ることを禁じら ほとんどなかったのでは を喪失し、 五. 松本氏 行軍 が常 .部隊が壊滅的大敗を喫したあと[『続日本紀』 から抽出して編 生 みてみよう どのくら 活 結) 目 と 陸 の想像力は私のそれを完全に超越 野営・陣中生活のなかで「常時」 あったとしてもほんの一 国府を出 政 推算すれ 同 敵兵との戦闘はあるかなきか、 いあったのだろうか。 63 府に無断で解軍しているから、 年六月十日 ñ た「捕縛目 成された精鋭四○○○人による賊帥アテ 立して帰還 ば、 Ħ 本紀』 ないか)。 そのほとんど全区間・ 苡 前 的に特化し するまでを、 に解軍した第 同年三月九 その一 瞬である 延暦八年 た腰縄」 べ 瞬のために、 してい 日条、 往復 勝利を収め ルトにぶら 第 一次征夷 (七八九) 縄で敵兵を捕縛する 全期間は行 約六〇〇 同年六月三日条]、 一次征夷軍の 六月九日 を、 軍 他の て敵 Ó 下げ 二月上 まみ 場 km 用途に ĺV 兵を 16を Ć 軍 が場合、 一旬に多 イ本 お れ 捕 野 例 にとっ 営・ ま . 使 拠 陸 用 会は 戦 地 する 国

圧 軍 地

士 て に は

検 例 検 で 口 縛 使 下 だが、 閲簿 入って 関対象にされ がほとんどないことは前述 あ 目 4 1 的に る。 ブ が その 用心縄」 .特化」させて使うことになる。 うところの「常 しかしこの る、 腰 縄 あるかなきか 検閲対象外の ず、 「細引き」 ではない 「用心 したがって検閲簿に記載され 時」 「縄」「細引き」 (に相当する万能 0 が拘束具として使われることがあ 「多目的」 腰にぶら下げている、 (「用心縄」 のとおりである)。 瞬 が万 それは前章で述べた、 万能口一 一あったときは、 「細引き」 プを、 消 ていない を腰縄と言 毎日 耗品だから布ととも そのときだ 種々 0) П | \mathcal{O} 0) である。 多目 عَ 野外 きこそ、 穴える用 的 け は、 万能 捕

品 簿 着 れ 用 \mathcal{O} 袋 てい 腰 ル 1 縄 副 るから装束の - である。 弦や は、 水筒 下 1 何 塩 度 以 一でも 筒 部 来 であ 本 繰 工 ŋ ŋ 具や予備 .稿でも) 返すが、 軍 士自身 鞋など 行 返 0) \mathcal{O} 目 してきたように 装備品を 衣 装 0) 束 から

性を強化していたのではないかと想像したが、 縄を二重に巻いたものであろう。 果をもとに詳論した多種多様な腰縄=作業用ベルトと共通するし、それ の素材・製法から類推すれば、 ルトなの 縄 のこの用法は、 下3では烏油を塗布して撥水性・ 征夷軍軍士の腰縄は丈夫なミゴ縄か麻 第四章で民俗学・ これはあくまでも想像で 民具学 強靱 の成

日 装として統一性があるが 拠 慮に入れれば、 軍装を対比するといい)。鉄甲から革甲に転換した延暦年間(『続日本 装は生産力水準を反映するものである(第二次大戦中の米兵と日本兵 難しい。藺草製帽子と藁靴には、やはり縄製ベルト腰縄がふさわしい。 ルト帽)・革製ブーツの唐軍兵士が革製ベルトを着用するというのは軍 もなく議論を飛躍させるが、 (軍防令7) がベルトだけ革製というちぐはぐな軍服姿を想像するの 宝亀十一年(七八〇)八月十八日条、 4は、 同年六月十日条)、 装備品装着機能を果たすベルトは革製に違いない なおさらである。 65 牛革は甲生産に優先的に回されていたことを考 藺帽(藺草製軍帽)・鞋(藁靴) 論評に価しない。 同延暦九年 軍帽の「氈帽(3)」(フ (七九〇) の日本軍兵 <u>ک</u> 閏三月四 何 .の根

七 検閲と検閲簿

1

されていることを明らかにしたうえで、 ごとに書き分けて一定の配列順序 行目は装束 方法の初歩的手順を踏んだうえで、二行目に配列された腰縄は被服の 下1以来、私は憶測 である装備品装着用ベルトであると指摘してきた。 (被服)、三行目は武具以外のベルトに装着する装備品と、 ・予断を排しながら、 (基準) =統一書式にしたがって記載 すなわち史料批判という歴史学 検閲簿の一 ただ**下1**は書評 行目は武 具

> という制約もあり、 で、 松1同様に検閲簿復元案を見落としてい 上杉和彦氏が依拠した松1に眼 を通しただけだった

であった。 したがって腰縄はベルトではなく捕縛具である、 とは性格を異にする、 受けて)、「調査報告書」の復元案の三行目に、水筒・工具などの装備 そのような下1に対して、 松2で下向井の配列規則論は成り立たず配列基準など存在しない、 装束の一部である履物の 松本氏は、 松1発表後 鞋 と自説を再確認した (または**下1** があることに注

序は、 予備の鞋を吊しているかどうかに関心があるのである。 ている鞋に関心があるのではなく に装着するからである(い)。 載する欄だからであり、装束の一つではあっても予備の鞋としてベルト のは、三行目が、 士は予備の鞋に履き替えなくてはならない。 給させる態勢を整備したと思われるが、 部省官人・征夷軍幕僚ら)は、沿道諸国郡に行軍途上の諸国軍に鞋を配 ある (*)、と指摘したのであった。政府の動員計画スタッフ (太政官・兵 で、 に、「行軍」の実態をいっそうリアルに捉える手がかりを見いだし、 証拠となるとは考えなかった。それどころか、「鞋」 しかし私は「鞋」 鞋は四○~五○㎞で履き潰すはずだから予備の鞋の携行が不可 検閲者の検閲の便宜を考慮して定められたと考えなければならな ベルトに装着する(武器以外の) が三行目に配列されていることが 政府動員計画策定者や検閲者は、 (履いている鞋は検閲対象外)、 区間の途中で履き潰したら、 鞋が三行目に置かれている 装備品をまとめて記 が三行目にあること 配列規則不存 検閲簿の 軍士が 下 2 履 在 軍

よう。 っれる。 の動員に当たって正副何通か作成され、 ところで延暦期の征夷軍動員に関わって作成されたこの検閲簿は、一 常陸国衙は、 ここでも延暦八年 延暦五年 (七八九)第 (七八六) 八月八日発令の東海東山 一次征夷軍 最低 三回 動 は 員の場合でみてみ 使用されたと考え [両道諸

6 度

定 玉 載と兵庫内現物は 製に当たらせたのである。 心 規 品 の調達も行われるが、 工 縫 目 \mathcal{O} を調 「 て ら 房とし、 軍 ± 定され L 達 簡 て兵庫 閲 (兵庫 多数の人夫・女工を徴発して軍士 戎具検 た装 一致してい た蓄 収蔵 備品 規 ここでは捨象する)。 I積しておくことになる 装 模 阋 使発遣 備 に 0) なければならない。 装備品を調達完了 派遣軍 0 確認 て軍士人別 の予告を受け(『続 軍 士を選 修 理、 不足 戎具 常陸国では 抜 して軍 (火単 分のの 八 検 閲 た時 一装備品の製作 日 点で 漢を作 位 新 士歴名簿 本 規製 鹿 紀 隊単 は、 元の子 C 作 成 同 位 検 して、 日 閲 修 遺 0 軍 条)、 装備 :ると 簿 理 跡 装 指 記 0

冬であろう。 兵 に さ 遣 した延暦六年 庫 よる検閲 を閲するなかで、 ぶずで 翌八年三 軍 口 派 カュ 全軍 師↓ 士の 目の検閲は、 遣 が帯出 ぁ 同 軍 日条)、 ≯校尉 は 装備検閲 選 -完備して 二月を 抜軍 Iした個 国府 一 つ の (七八七) →軍 期して多 十士には そ の儀式で 到着し が隊単 東 完全装備 人装備品 いたら異常な 毅 れ 不海道 から 二月 →専当国 実 う質城に結集せよとの動 戦想定訓 あ 位 た検閲使が |検閲使佐伯葛 出立までの間はいっそう真剣に訓練が Ħ. ŋ のチェックが行われ に隊正によって行わ して五〇 日 司 検閲 Ļ (『続日本紀』 [練が施さ 合格、 報告さ 人 使による検閲式以 おそらく一 「城が陸奥介 隊単位に整列 とい れ 同日 員令が出されると(同 たであろう。 うことになる。 れる。 段 最 松終的 七 高い壇上から軍 兼 条) 年三 鎮 結果が 前 した数千 守副 以 月三 検閲 前 0 将 隊単 日 検 使 延 軍 検閲使 -人の派 行 に 閲 級 曆 に 報告揮 われ 年 式以 土庫 位 五 転 年 任

11

造軍軍 隊 者 が 磿 た検閲簿 士に対 あ 八 年二 る n ば 交代 月 \mathcal{O} て、 中 . 要員で ょ 玉 旬 第 0 司 ごろ、 て 0 補 出 口 云 前: 目 玉 充 年 į 0 一 シ装備 0 余 関に 装備 0 動 間 品 員を受けて に死亡 検閲 品 先 破 7 損 出 て、 は 立 国 疾 新 規 病 第 前 府 装備品で に集 検閲 口 出 結 目 スなどに 0 が 検閲 た常 補 玉 充 司 よる によ す 陸 \mathcal{O} 上 国

> れて国府を出立し、 集 団 隊 列 紙 があ は、 .報告される。 した数千 消費 集結地多賀城へと長い などで 正に 輜重を担う駄馬・軍 たの たはずだ。 よってなさ の軍 だろう。 全軍完備が 「鹿島の神を祈りつつ」(『万葉集』 士の 軍 壇上に立 士の 本人確認 規軍士名 - 行軍の途につくのである 夫とともに、 交替は、 確認されると、 級指揮官に報告され、 上を傍り 健 国司を前 康チェックもか 書し 軍 \pm 専当国司 た 歴 たか、 完全装 に、 名 簿 完全装 新規 備 押 集約さ 10 関簿 軍 した常陸 領 土 装 名を れて 当 国 該 単 軍 兀 引 軍 検 閲 位 た付 軍 士 玉

司 各 整 け を

4では 的 述 軍 簿 士簡閲と装備品検閲を受ける。 可能: は、 にはこのよう 口 三月上旬、 ないだろう。 士 てきたが、 交替があっ 目 性も考 前者を想定したが、 常陸国から別 第二 口 多賀城に到着した常陸国軍 えてよい。 目 な 我 た巻だけ ス々の 検閲 で使った検閲 途 前にあ 0) 検閲簿は 情景を語 作り 軍 軍士 -所多賀城に送 る 直 個 したの 第三 簿 隊単 「軍士人別· 人名 を押領 りかけているとみて、 口 かもし 位の五〇人分一 の厳正な本人 目 の は 使が持参したものであろう。 付されてい 戎具検閲 検閲であ れない。 征夷軍 、たもの 確 る。 将 簿 巻と思 想像 認 軍 大きくは 0 0 か ため 幕僚 記 われるか とき は、 ま たは は Ō ょ 具体 が 検 る 下 閲

0

装 策 で 品 先例 備 定 あ わ 品 検 閲簿 £ 品 ħ たち る 用 一のような流 勘 たはずであ 行 意させる 申させ、 下 4)。 装備 !書き、 なのである。 品リストは、 る。 か確定したうえで、 実戦経験 行ごとの れ で三 たがっ 腰 装備品 凝縄を 口 装備 の て個 (将 装 動 検 品配列 0 関は行 軍報告 員計 備 [人装備 公式名称 品 画 0 順 動 な 書 策定にあたって太政官 わ 品 序と 員諸 など) か れたと考えられるが、 は に 7 動 V 玉 員 イ に示 をふまえてどの う検閲簿 れ 諸 ーテム 国間で \mathcal{O} 達 したもの は 基本的 書 政 軍 府 0) で ような 軍 兵部 員 は 動 人名 あ 士 共通 員 計 ると 装

において、 木 検閲簿に記載 欄の三つめに 備品装着ベル 難 定 うい 者 たちが決め 装備品策定者たちが、 させず、 .配しているのである。 トであることを明確に認識 、えば、 たも これを二行目に 検閲後に支給させるという状況を想定することは ので、 動 軍 員 このように推定される検閲と検閲簿 ·服上衣と帯だけを検閲対象外にして 諸 配 国 したうえで意識的に一 した担当官人たちは、 共 通であっ たとみてよ 二行目 腰縄 装束 が装 腰

> 弓 記

と思われる。 れる。 閲 検閲者の !使もサンプリングした軍士の検閲を実際に行っ 装備品検閲を隊 全 出土検閲 一部で最低三回 装備品を見比べながらいちいち合点(チェック) 検閲簿はチェックシートだから、 視点・ 簿 鹿の子C遺跡出 は ・視線の 実際 別検閲簿をもとに検閲 の検閲に当 使 動きに対応させて装備品を配 われた検閲簿では ヨたって、 土検閲簿断片には合点はないようであるか 実際 検閲者は検閲簿記載装備品 する には なく、 隊 たかも 上 正 一級指 保 が 存用だったのかも 列していると思わ 配 を付けていった 揮官や国 下の しれない。 五. 0 書式 影と軍 (全員 検

け 関策と見比べ、 程と検閲の実態を前提に いち確認しながら 下1以来 りの 装備品をフル装備して整列し あらため まず名前を確認 して主 () 点 て検閲簿復元案を引用し、 張 している 理解しなけ 点読み上げながらかもしれない)、 (点呼) 配列順序は、 ている軍士一人一人につい ればならない。 し合点を付 このような検 れをもとに見ていこう。 け、 検閲者は 次に装備 閲 合点を付 簿 品をい 検閲簿 て、 0 作成 検

袴 脛 裳 腰縄 頭 纏 手

箭

大刀

鞆

弦袋

副弦

検

陣

甬

甬 塩 甬 小 鉗 縄 解 鞋

軍

士:

人につき、

検閲者はまず

軍士に対面して本人確認し

(点呼)、

次

格外。 装着位置が決められ、 どく器具ではない。 装着していることを確認する。 く指摘・是正される。 自然に動く。 状態を検閲する。 裾をまとめるスパッツ)・ 正される。 68 'を検閲するからである)、 閲 .中で数限りなく結ぶ縄をほどくときに使う解縄器具であ 規定どおりなら藺帽)・ かもしれない。 胡簶がないのは胡簶 服装と見比べながら記載順に、 塩角・ をチェックする。 順 左 不良品・不足品があ 未記載装備品 一腕に 装備装着 小鉗 次に検閲者は二行目 手に握った弓 は 軍装の規格外・不足、 めた鞆、 (ペンチ)・縄解・ 後述)・ 視線は記載順に、 状態を目視して一 鞋は予備の鞋である。 (万能 次に検閲者は三行目 規格外・不良品 検閲者の目線は配 箭 脛裳 腰縄 「腰縄」 小手(手甲=腕カバー)・ (検閲簿 セットを箭と表記)、 口 h 肩に掛けた五 がば厳 縄 の装束 (装備品装着ベルト)・ (脛に巻き袴 プ 黒べ 衣袴 に弦がな 解 鞋 つく指 全身→足 行目 手 汚れや破 ルトに付け 拭 は、 (被服) (上衣と袴。 |列順 摘 不足品があ į, 0 ○隻の箭を納めた胡簶 いのは、 各装備品は配 先述 \square の備品リストに眼を移 武 0 れ、 刀子など) 是正され =装着順に沿 裾が邪魔にならない 具リス (不明) (膝下) リストに眼を移 のとおり、 腰に太刀 だら た弦袋 帯も加えて三点 れば厳 トと見比 頭纏(→腰→ しない る。 0 7、紐で吊 が 列 順 (不明) 中 (帽子。 検閲 検閲 こって 順 しく指 行 、装着は に副 頭 軍 時 対 動 腰 腰 腰 た な 弦を に装 摘• た太刀 象 縄 縄 縄 0 状 野 軍 ように が 防令 を 営 軍 規 水 ほ

7

1 0 納

され 不足 指され -の検閲 Ō 責任 たかどうかは た軍 充が が軍士 や中 士 命じら は懲罰 央派遣検閲使 個 れ 人の過失にあるならその軍士が弁償させられる(軍 わからな の対 る。 象になり **問簿** 玉 記 載装備品は全品官給品で 軍 0) 防令20義解)、 閲 のときに不足品 不足品 ŋ 破 不 損 良 破

松

明になっていないし矛盾だらけである。

あげ

つらうの

も大人げ

ない

うに 服上衣と帯だけが意識的に外されるということもありえない ことも理解できるであろう。 以 軍 欄に、 上のように行 士 政府動員計画スタッフが意識的に のまとまりごとに、 人 二行目に装束、 一点だけ異質の捕縛具が挿入されることはありえない 人 0 検閲 われることになってい は 検閲 検 者の 関簿の 一行目に腰 すべては検閲 É 書式 線 0 配列した検閲簿二行目の装束 (縄装着装備品をまとめ 動 たと推察される。 からみて、 の便宜の きに合うように配列し ためである。 タテマ 検閲 エ では É 記置 簿 このよ て \mathcal{O} お 11 お (被 行 重 る む

2 検閲 ・検閲簿からみた松本説の不可解さ

が が 17 \mathcal{O} 不 説明、 存在説、 れば困るが、さいわ スムーズにできな 1 不 検閲と検閲簿との関係を右のように捉えれば、 むについ ·可解な妄想であることが明らかになる。)松3以 ② 腰 て、 検閲者 縄 来の \parallel いし、 捕 照縛具説、 の立場に立つなら、 「上衣・帯セットだけ 視点・ 松本氏の ③松4で初めて提 視線の動きに沿っ 言うようなアトランダムな配 アトラン 検閲 後官 示した腰 松 た配 本氏の、 ダムな配列では 給 列になって 縄 説、 1 行目記載 0) 配 列規 すべて 列 では いな 検 閱 則

論したように、二行目の装束 ことはない。 である。 ③について、 載してある それは 配列基準に従った配列順序になっていることは前節で述べたとお ②について、下1以来ずっと言っているように、 てあえて言 腰縄は装束の一アイテムである装備品装着用ベルトである。 検閲 アトランダムで配列基準などない 可 松4ではじめて腰縄 能 縄 に由 便宜上、 が高いと思われる一 訳する必要は 来し (被服) て命名されたもの 軍士の身体各部に装着した品目 が二行目にあることの な 欄に捕縛具である腰縄を配置する 一行目に配 と思わ れるが、 と考えら 0 いなら、 |列されてい れる。」 二行目 説明 上 記 本稿でも詳 るの i を 一 0 がなされ という Iにある 説 括 で、 明

IJ

統一 うことに 装 る す カュ でも推測させる事実は何もない。 両 来は後者にあるという 分の腰に吊す か ランダムを貫け \mathcal{O} 体 7 宜」というなら、 思えな は、 各部 着 縄 る備品である。 [義性を有する腰縄という語 言わねばなるまい。 に、 は 行 オリ=捕縛具 装着しない 本氏に納得して貰うためにくどいようだがいちいちあげ 性はない。 目でも三行目でもなく二行目にあるのは、 ルトだからである。 装束の一つ「鞋」を含む三行目についてもどのようなまとまり 腰縄だけは身体の部位=腰にぶら下げる道具ということに 語生活の支障 ついては、 胴体上半身・下半身・脛 担ぐを含め 腰にぶら下げる備品というなら水筒・ 縄という両義性 装備品はここにはない。 これでは 装束の一 なら武具の一部であり、 ば説明する必要はない 三行目はどういうまとまりで記載したのだろう。 なぜ三行目にしない 第五章で詳 混 て)「身体各部に装着した品目」 第四に、 検閲簿に記載された装備品 (だから検閲簿) .乱を招く)。 部、 「検閲の便宜」 腰に吊す が、 自 を有するアイテム名であ 腰縄は、 |身の 論 この 八世紀社会で通用していたことを た 緷 腰に巻く縄、 頭 第二に、 を のだろう。 説明自体、 が、二行目について説明し 一行目にあるという)。 にならない。 (同 一行目にあっておかしく 捕縛具に特 手 腰縄という用 字同 にまとう装束の 二行目 音異 捕縛具でも腰にぶら下げ 苦し紛 す 松1以 \mathcal{O} なわち 縄 化した縄で同 義 第三に、 行一 解・ ŋ, この他 である。 アイテ 来の は れ ていこう。 ・縄製の 腰 鞋などと 0) な 言い この 凝縄の 装備品 不 品 A かっただろ 検閲 0) 動 部 身体部 目 ない ような たから であ 時 同 語 は アプ 時 共 に な アト の す 0 便

á 官 給されたとみる私見 て、 第 まるで私が装束官 章でも簡単 (松本説) に述 給論を否定 を ベ た Ī が 衣 繰 して n 帯セッ 返 す。 る カュ \vdash 松 論 のように言う。 は、 下 7 向 井

す

用

を指 「□袴」 少ないようである)。袴だけ単独で検閲簿に記載されて上衣が記載されな っとも自然であると思う(๑) セ が 目 価したうえで、私が批判したのは、 説 ら衣袴セット官給でなければなるまい。 いということはないとみてよい。 るという点」と書いたのである。 できる点 ニフォームであることは私の議 (及びその から ットの装束名である)、 載ってないはずはない。 装束欄についていえば、 - 検閲は検閲簿に記載されたフル装備を装着して行うものであり、二行 の不可分の一部である。 は 『上衣・帯セット未支給、 はじめ しており、 示する文字であった可能性もなくはないが、私は上衣・袴のセット むしろ「上衣・ に立っているのである。 (束帯・布袴・衣冠・直衣・布衣はすべて上衣・袴を中心にした であることがポイントである。「□」が袴の素材・色・形態など 類似表現) から検 すなわち衛士装束 装備 閱簿記 の統 帯 は何度となく使っており、 載 検閲簿の (を含む装束一式の) 袴が載っている以上、 この 検閲簿記載が「袴」ではなく欠損一字を含む 規格性=官給は、 装備品 (報告書写真版を見ると欠損一字分の画数は ゆえに検閲簿未記載』 論の前提である。 式は縫殿司で縫製されセットで官給され だから下4で、 腰 「上衣・帯セット」 松本氏が は原則すべて官給という立 縄談議の中でも 「□袴」 下4当該節の表題のとおり「松本氏 は「衣袴」と復元するのがも 「軍服セット官給」というな 当初から下向井律令軍 セット論」 松3「のなかで唯 私ははじめから「軍服官 袴とセットである上衣 軍士の装束が 制 論」であった。一般 性を否定したのでは 服 を肯定的 制 場に立 制 服 服 評価 一制学 一って に評 ニュ

簿未記載だと大真面目に述べる。 !力がないことが証明されたあと、 にもかかわらず松本氏は上衣・帯セットだけ検閲後官給したから検閲 腰縄がベルトでないことを証明する以外に残された道はない。そ '活路を検閲簿に「上衣」と「帯」の記載がないことに求めたのであ |腰縄・ 腰 縄 =捕縛具説を固守し 縄解セット」と「面縛」 続けるため に証拠

行 \mathcal{O} 6

った。 くなった。 なった以上、 たのである。 腰縄は捕縛具である。 後に官給されたといえばなんとかつじつまが合う。 ベルトが二重記載になるから腰縄はベルトではない。ベルトでな この二点が検閲簿未記載ということは、 上衣と帯は分かちがたいセット 松本氏はもはやこのような無理なこじつけをする必 しかし腰縄が軍 これで「腰縄= -士個人装備装着ベルトであることが 捕縛具」 であり 検閲時点では未支給で検 (袴を含めて三点セットだ 説は維持しうる、 腰縄がベルトだった と考え 一要はな 確実に

5

後に官給」、 として官給」されたから「『検閲簿』 して官給」された、 3「各国での軍士編成の際に、 というのだから、私はますます混乱する。松本氏は執拗に繰り返す。 点しても仕方がないと思う。わざわざ意図的・計画的に検閲後官給した 帯が検閲後官給されたというのは、 (だから検閲簿に上着帯がない)」、 [兵士に差点された時点ですでに・・・ た検閲使が検閲するために) 検閲は本来フル装備完了した時点で実施するもの 「『検閲簿』 による検閲の直後に腰帯は上着とセ 腰帯は上着とセットとしていわば軍 まさに当該 支給が間に合わなかったからと早合 「(検閲簿) にはみえない 官給」、 検閲簿の 松4「現地での・・・ の袴は、 」、「(中央から派遣さ 作 であるから、 成された場で官給 各国に お いて軍 閱 上 の ット 服 衣

寸

れ

後に、 に記載しておいて差し支えないと思うがいかがであろうか。 く支給されるのなら 後に、「官給」されたと主張する。 このように松本氏は、 われるのであるから、 検閲だけでなく、 未記載と短絡思考 検閲簿が作成された場で、現地 前述のとおり常陸国出立時、 してはいけないだろう。 (検閲したのと同じであるから)、 ずっと上衣 上衣と帯だけ、 もし検閲後に確実に軍士全員にも 帯なしの検閲簿のままだったらま (どこでなのか不明) 国での軍士 また検閲は中央派遣検閲使 軍 所多賀城到 あらかじめ 成 のさ での 着時 検閲 にも

う たに作ら 一付き合う必要は では 4本氏 るの はどのように考 か、 すると検閲使検閲後に上衣 な あるい は出立 えるの だろう。 時 検 閱 到 かし 着 • 時 帯 を記載 松 検 関は 本氏 0) ない 妄想にこれ た検閲 のだろ 簿

が 区 け : 検閲場 存 な 既支給で上衣は未支給ということは考えられない。 0 々の普段 ・機能性だけでなく、 :をほぼ覆う目立つ装束である。 閲はフル ってし 糸乱れ 面 効果(ヹ)を高める点でも重要であり、 ンまう。 の 着姿か訓 厳粛性、 装備 ぬ軍士陣列を閲兵して任務完了となる。 やはり 完備してはじめ 練用 高 見た目の統一 揚 0 『感を演出する。 ヨレヨレ 袴」 は 7 衣袴は 行うも 「衣袴」 の上衣姿で 性 ユニフォー Ō で間違 検閲時に 体であ であ は、 その ŋ́, 厳粛な 検閲対象に ビジュ ŋ ない 軍服 == 検閲 軍 A いが規 検閲 服 ーアル 検 は 者 律維 時に 衣袴は 閲 胴 は ならな な統 が 持効果 茶 は ル 番劇 袴だ 手 運 装 性 定 動 備

で

事 使 考 論 た (2)

あ ル

閉じたい。 腰 つ 11 ての 言語史的考察の結果を簡単 にまとめ て、 稿

目 テ (1) 品 代 ア A 刑 近世・近現代で被 · イテム 1の腰縄 名では 者の姿を 妸 ない。 ルトである なのであるか 品 0 名であるから、 冒は、 ンイメー 指す言葉で、 凝縄」 検閲簿 ジを はその縛り方、 |疑者・ 袴 遡 6 (「衣 一行目の 及させ 決して被疑者・ 松 受刑者に付けるアイテムとしての 本氏の 公袴」)・ 一行目 腰 _の 補縛具とみる ようにアイテム 脛裳・ あるいは捕縄を掛けら 腰縄 繩」 受刑者を拘束するため は被 は政府が指定した装備 纏. 服 0 0) 名では は 手 ア イテムであ とあるとお ない れた被 である。 縄 近 のアイ 世 品 疑 は 二行 る装 り被 の公 • 者 近 捕

> そのためであろう。 必要に応じて道具を挟んだ。 いった。 遡り、 拠 トを表示する公式アイテム名を 同じ用法の作業用ベルトであって、 以 察 ŧ わ 種 辞 外の腰縄は、 れ 0 は \bar{O} 典 結 は 類 上衣をまとめ 同じ八世紀末の検閲簿二行目 しばしば縄帯と言い換えられていたことがわか 漁 点にあった。 Tたら 漁労着、 腰 儀 縄 の湯 それぞれの生業・ な 0)腰を締 語 そして基幹生業である水稲農 灌装束、 松本氏による しかし民俗学・民具学の 義とし 海女の 8 神事装束、 る機 て 腰 腰 作業における作業用 縄 能 5 縄 縄 政 「腰縄 帯 \mathcal{O} ば 府 帯 が征 としたの 腰 確実に八世紀 海 縄 女潜水 ニベ 製の 縄 夷軍 0) 成 ル 作 語 は 業用 は 海 業 ㅏ を 軍 士の 最 女 0 使 もとづ 説 適 0 0 野 屋 (それ 装備品 ルト 腰縄と基 良着で 根葺 否定 ル て <u>`</u> 用 語 以 で 湯 0 な 大きな 前 腰 を 灌 0) あ 本 ま が

口 て、 目 は 0) 多 三〇年代まではどの家庭にも常備されていた、 7 لح 3 腰に吊 的 ずだが、 ような多目 目的万能ロープであった。 いう用例は 1 国性爺合戦』 『日本国 万一、 消 託耜品の して そのときだけ 敵兵を捕縛す 腰縄ということはなく、 [語大辞典] 的 未見である。 布とともに検閲対象外装備品だったの 使う「用心縄」「細引き」 万能 \mathcal{O} 用 ロープを携帯して行軍・ 語 心の 、るような機会があ 義 「捕縛目的に特化」 腰 1 用心の腰縄 征夷軍軍士も、 縄 腰に携帯 \mathcal{O} また検閲簿に掲 点だけであり、 のことであり、 は する ったときは、 後世 させて縛 野営・ 近 縄 種々 世・ (T) \mathcal{O} である。 載されてい 陣中生活で活用した 雑多な機能を 「用心縄」 近 確認で 現 修 たのである。 この 用 飾 語 心 多目 戦 抜 闘に 細 荊 的 莂 は \bar{o} 例 ž たす 昭 万 は

- (1)『鹿の子C遺跡漆紙文書― 団跡と推定した。黒澤彰哉 団説の提唱―」(『婆良岐考古学』三六号 字による交流』吉川弘文館 跡とされているが、 報告書』第二〇集 一九八三年)。 拙稿「軍団」(平川南他編 本文編—』(『茨城県教育財団文化財 「鹿の子C遺跡官衙地区の性格―茨城軍 二〇〇五年)で、 本遺跡は一般に常陸国衙鍛 二〇一四年)も軍団跡と 『文字と古代日本2文 (閉鎖後を含めて) 沿工房 軍
- の変遷について」(『東洋研究』一五五号 二〇〇五年)(2)小林春樹「中国史上における『面縛』の機能と性格およびそれら
- 解である。 と考えているとのことである。 上衣と袴が時を隔 はフルセット完備してしまっていた。 誤読をお詫びしたい。 計画的に はフルセット完備してしまっていた。 誤読をお詫びしたい。 計画的に はフルセットで官給するべき装束のうち「上衣・帯」が後回し
- ○二○年) 代史の会編『テーマで学ぶ日本古代史 政治外交編』吉川弘文館二代史の会編『テーマで学ぶ日本古代史 政治外交編』吉川弘文館二(4)中尾浩康「軍事制度の変容と承平・天慶の乱」(佐藤信監修・新古

用目的での形態に由来する命名法をとっている。 の腰縄は、 ており、 ろで縛 け この紐が腰縄と呼ばれる。 古代までさかのぼる古い伝統を持つものではあるま 余った部分を警察官が握るという拘禁形態がとら 手錠に結ばれた紐を被疑者の 現代の腰縄は、 腰 の左右に 拘禁具として 明ら 回 かに使 [して後

のである。 の腰縄は、 氏が現代の腰縄を右のように理解しているからこそ、「拘禁具として すなわち「逮捕具」とみていることを示している。したがって私の 叙述の傍線部は、まさに現代の腰縄を「逮捕」を実現する拘束具、 と説明している。この「逮捕」の語義に照らすなら、 疑者又は現行犯人の身体の自由を拘束し、 に拘束すること。」「[2] 刑事訴訟法上は、 「現代の腰縄=逮捕具」説という縮約は不当ではないだろう。松本 逮捕」について、『法律用語辞典 「[1] 刑法上は、 古代までさかのぼる古い伝統を持つ」という理解になる 人の行動の自由を奪い、 第四版』(有斐閣 引き続き抑留すること」 捜査機関又は私人が、 ある程度継続的 松本氏の右の

義を類推したことが、そもそも間違いだったのである。 という名称の戒具アイテムは存在しない。 検閲簿の腰縄は政府=動という名称の戒具アイテムは存在しない。 検閲簿の腰縄は政府=動という名称の戒具アイテムは存在しない。 検閲簿の腰縄は政府=動縄」、捕縄のかけ方、かけられた状態・姿が「腰縄」であって、腰縄本文で後述するように、逮捕具・移動具ともにアイテム名は「捕本りであった(逮捕具・移動具を総括する概念は「戒具」である)。 一方、下4も、逮捕具=捕縄、移動具=腰縄と理解していた点で、一方、下4も、逮捕具=捕縄、移動具=腰縄と理解していた点で、

かかりを除く独自の論拠は、現代の腰縄との比較による仮説なので松本氏の「腰縄=捕縛具」説の、辞書説明・報告書記事への寄り

うとしているのである って ない。比較史の方法を採用すれば、 近世・近現代の腰縄との比較研究を方法として適用しなければなら ち出すのは気恥ずかしいが、 用する「比較史の方法」を、 九七八年)。 ている ったき誤謬であると判定せざるをえないのである。 説の検証作業に参加してきたのであり、 誤謬として退けられるかのいずれかになる。 よって、 の特質を他民族・他時代のそれと比較するマクロな課題の解 のであるが)、 表れであったはずである。 ・自覚的に 「腰縄 (松2の (マルク・ブロック 設定した説明仮説が立証されるか、発展的に修正されるか、 ゠ベルト」 本来は一民族・一時代の社会構造・ 「比較史の方法」 「おそらく」「可能性は高い」という控えめな表現は 意識的・自覚的かはともかく「比較史の方法」を採 説を検証し、 『比較史の方法』 同時代に他に史料がない腰縄議論にも、 それがなぜか不動 超ミクロな「腰縄」 を用い、 仮説設定→検証→修正の反復に その正しさを盤石のものにしよ 民俗学・民具学の成果によ 検証の結果、 私は下1以来、 創文社歴史学叢 政治構造・文化構造 の真理になって の二字の解明 私は本稿で意識 松本仮説はま 松本仮 が明に採 に持 そ

- 意の 典』にもとづく説明のなかに、この両義性はすでに含まれていたが、 な 腰にぶら下げる した捕縛具とは捉えず、むしろ拙稿本論で後述する、 松本氏が最初に寄りかかった、 お ため、 査報告書」は 「調査報告書」の記述は、 腰につけて携える縄。 「用心縄」「細引き」のようなイメージで捉えている。 「捕縛など、 『角川古語大辞典』 種々の用途に供した」と捕縛に特化 」に似ている。 「調査報告書」 0) 0) 一日 棒結びにして 捕縛などの用 本国語大辞
- ばの文化史 拙稿 「官底」 世4 野善彦・笠松宏至・勝俣鎮夫 (平凡社 九八九年)。 佐 藤 進 世 **『**こと 史
- 佐藤進 歴史認識の方法につ いての覚え書』 同 冒目 本中

波書店 九九〇年 初出 『思想』 四〇四号一 九 五.

下2・下3は、 「面縛」についての言語史的考察であっ

9

- 防声具、 る」(『法律用語辞典 いられず、 及び被収容者等の処遇に関する法律』においては、『戒具』 戒具とは、 手錠及び捕縄がこれに当たるとされていた。 「『捕縄』、 暴行、 かつての監獄法 自殺を防ぐために身体を拘束する器具。 第四版』(有斐閣 『手錠』 下の用 及び『拘束衣』 語で、 二〇一二年)。 刑務所等に収容され の語が用 『刑事 いら 収容施 の 語は用 て
- 11) 辻本典央「法廷内における手錠・腰縄と被告人の人権」 か ? _ 言葉で表すことになっております。」とあ 弁護士会主催シンポジウム「法廷内の手錠・腰縄は 「ちなみに『腰縄』 第三部 講演 は、 大 阪弁護士会館 二〇一六年一月一六日)に、 被収 容者処遇 法78条では る \neg 「捕縄」 許されるの لح (大阪

https://www.osakaben.or.jp/event/2016/2016_0116-2.php

- 12 山下潔 (日本評論社 二〇 『手錠腰縄による人身拘束― 一七年)、 前掲註 (11) シンポジウムなど 人間の尊厳の確保の È
- 13 九八六年)、『縄の伝極意』(『江戸時代犯罪刑罰 九八二年 藤田西湖 第一編 第七章第四節第四「戒具」(矯正協会 『図解捕縄術』(『藤田西湖著作集』 初出一九三〇年)、刑務協会編 『日本近世行刑史稿 兀 事例 巻 九四 名著刊行 房 上
- 例 島県 横井教章 で縄帯を 一六年)。 お葬式 いわき市では現在もこの 日常のよもやま わき市議会議員 横井氏 「湯灌に関する一考察」(『仏教経済研 の風習 腰縄 があげる山梨県西八代郡 http://www.mikito.biz/archives/cat_614881.html) といっている。 二〇一四年一二月五日 市民ラン 風習があり、 ナー 横井氏は の吉田みきと やはり 市 「飯切 あげてい 加 大門町 究 兀 「縄」という ない ほぼ Ш 五号 T家の 毎 が、 事 日

茨城弁集」http://www1.tmtv.ne.jp/~kadoya-sogo/ibaraki-ni.html 土浦市の事例については、「 昔の茨城弁集 昭和35年~45年頃

0)

(15) ブログ「クレール日記 お灯祭り 2015」

https://kuroshioen.exblog.jp/23650001/

- http://www.lint.ne.jp/nomoto/PHOTOSALON/kinsatu_1307.html (16) ブログ「大和路写真帳 近撮_2013.7 土用水垢離_柳生下町」
- (17) ブログ「石川県能登地方の祭り 名舟大祭」

http://yuuta.at-ninja.jp/maturi_nafune.html

- (1) 前田金五郎『西鶴大矢数注釈』第四巻(勉誠社 一九八七年)
- 査』(三重県教育委員会 二○一二年) 査』(三重県教育委員会編『海女習俗基礎調査報告書 平成22・23年度調
- (21) 田辺悟『ものと人間の文化史73海女(あま)』(法政大学出版局号 一八八六年) (20) 福地復一「志摩御坐崎村ノ習俗」(『東京人類学報告(雑誌)』二巻九
- (22)羽原又吉『漂海民』(岩波新書 一九六三年) 一九九三年)
- (2) 建設現場など高所作業では、命綱付き作業ベルトを腰綱、胴綱と
- (24)近世の海士・海女の腰縄による潜水漁法を紹介している。 摩地方・房総地方の腰縄による潜水漁法を紹介している。 を附て鰒三四つを納れ、・・・深き所にては腰に縄を附て泛んとする時を附て鰒三四つを納れ、・・・深き所にては腰に縄を附て泛んとする時を附て腹三四つを納れ、・・・深き所にては腰に縄を附て泛んとする時を削し示せば船より引きあぐなり。」とある。大喜多甫文「近世の海土・海女の腰縄潜水漁については、『日本山海名産図会』
- 五九年)(25)『万葉集』巻五(日本古典文学大系5『万葉集二』岩波書店 一九

- 隋書倭国伝』(岩波文庫 一九五一年)) 和田清・石原道博編訳『魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝
- ・内海論文から著者の許可を得て転載したものである。州大学農学部演習林報告』九五号 二〇一〇年)。図1・図2は椎葉川大学農学部演習林報告』九五号 二〇一〇年)。図1・図2は椎葉川大学展画・内海泰弘「宮崎県椎葉村大河内地区の焼畑民具」(『九
- 二二号 一九七六年[電子版])29)中野幸一「神山町の民具」(『阿波学会郷土研究発表会紀要』

https://library.tokushima-ec.ed.jp/digital/webkiyou/22/2211.html

- 30) 二〇〇八年五月三一日 山口茅葺屋根の会第二回山口県茅葺講習会https://blog.goo.ne.jp/yadomi8103/e/a544bbe3c581d76bd0770e5d56df23ce
- (31) 小松水田の起源―「津久井の昔話 第二集」より

http://yanenonaihakubutukan.net/4/komatusuiden.html

二月号) 長沢利明「東京湾の干潟環境と漁撈」 32)西郊民俗談話会 HP 連載「環境民俗学ノート」第四回(二〇一一年

http://seikouminzoku.sakura.ne.jp/sub7-16.htm

付き腰縄が使われており、ハーネス・安全帯などと言い換えられて33) その後のネット検索などで、登山、高木伐採作業、木登りで命綱

作業で作業用ベルトを指 素材に縄 いることを知っ たのではなかろうか われていたのであるから、 に導く。 腰に巻くハーネス・安全帯 を使っていたころは、 海女の腰縄 すると現 j 言 (ハチコ) 在 腰 換え可能な同 腰 縄. 縄といってい (ベルト)・ 木 も地 腰綱• 建築・ 地によっては 胴綱 . 義語として、 電 胴 柱 たのでは 綱• がは、 I. 事 ずで高 幅広 ※網は、 ない 腰 ζ, 通 綱 所 · 生 業 用 かとい か 作 つて 胴 綱

五〇年 麻製口 年、「安全帯」 された。 働基準法 かった。 たが、一九五二年ごろ電柱工事用として「柱上安全帯」 の危険防止のため作業者と電柱を結び止める やぐら、 後の石炭産業重点復興・増産政策のなかで、 ざわざ作成してくれた せたところ、すぐに回答をいただい これを書いたあと、安全帯メー 以上の詳細なご教示に厚くお礼申し上げる次第である。 歽 もあ 対 . の 1 認めている」という このことを受け止めたうえで、 策とし 公式名称として 施行令の の施行令一一二条で プの命綱が使われることになったが、 八六~一八七頁)。 0 労働者を作業させる場合には腰綱を使用させ」ると規定 たことを指摘しておきたい。 電柱、 櫓に登ることの多い坑井作業従事者の高所作業での転 に改定されて現在に至る。 て 「腰綱」 腰縄制 架空索道の支柱、 「安全帯の歴史につい 「腰縄」 はその後 (石野 を実 上記施行令の 「竪坑内、 (施したことで、 の呼称は使われなかったことがわ 武 力 弥 た。 藤 「命綱」に改定され、 つり足場等、 『石油掘る話 井戸、 担当の 現場では 一方、 井電工 新潟県の油田では昭 「やぐら、 安全対策の一環として 「胴綱」 て」を要約すると、 電柱工事では墜落等 兀 一九四七年 方が回答のためにわ 株式会社に問 [○度以上の斜 「腰縄」 墜落の 命を助け 富山 が使われ 塔」 が誕生した。 の語 法令・メ に 房 一九七五 危険があ 制 た実例 相 定 1 を使 の労 てい 和 面 合

> けて作業させる仕 石 たのであ 掘 は っでは、 腰 綱 組 みを 作 :業者に である 腰 制 لح 潟

を

る

胴綱は電柱と作業者を一 な 図4のとおりで 体的に巻い あ ŋ 電 柱 · て結 工 事

方

綱であり、

作業者の腰に巻く作業用ベルト

の腰縄とは異

なる。

お上記回 [答書 の 挿 図 胴 綱とその 使 の用



- 学部 九九年) 正 学年先輩の畏友谷山正道 史料編』 宝暦三年 道 助手時 「芝村騒動と 参照 第三巻 代以来のご厚情に感謝する。 (一七五三) 十一月十市郡村々御 橿 『八条ものがたり』」(『ビブリア』 一一二号 原市役所 氏の 御教示による。 九八六年)。 芝村騒動に 箱訴訟控 学生 この貴重な史料は、 時代 いては、 (『橿 広島大学文 原 市 谷山 九
- 36) 『奥民図彙 [山漁民生活』 三一書店 上』(宮本常一 一九七〇年 他編 日 本 庶民生活史料集成 第十
- 九九九年)。 佐藤常雄他編『日本農業全集72絵農書2』(農山漁村文化協 絵農書についても谷山 正道氏の御教 示を得た。
- Ħ くときに使う器具であると指摘したところ、 この奇抜 渋澤敬三・神奈川大学日 本常民文化生活絵引 な着想に対し 行李梱包その他あらゆる機会にきつく て、 本常民文化研究所編 巻 下2で、 (平凡社 縄 解 は野 松3で 九八四 営・ 『新版絵巻 『腰縄』 在 陣 中 物 とセ をほど 幕舎設 よる



図4 胴綱とその使用法

方をすることはない。

大であると限定的に考えずに・・・・行軍・野営など様々な縄をほどく場をすることはない。

大であると限定的に考えずに・・・・行軍・野営など様々な縄をほどく場がであることはない。

- 描く近世初期の草木刈る農民の姿と同じである。と野良着の文化」(法政大学出版局 二〇〇〇年)。『犬子集』の句が(4) 福井貞子『ものと人間の文化史95野良着(のらぎ)』第二章「仕事
- (41) 大庭良美『石見日原村聞書』前編第三「田植」(未来社 一九七四年) 大庭良美『石見日原村聞書』前編第三「田植」(未来社 一九七四年) 大庭良美『石見日原村聞書』前編第三「田植」(未来社 一九七四
- 一九八五年)、同『図説藁の文化』(法政大学出版局 一九九五年)(42)宮崎清『ものと人間の文化史55藁(わら)Ⅰ』(法政大学出版局)
- (4)前掲宮崎註(42)『図説藁の文化』
- (4)『続群書類従』(二三輯下 武家部一五)
- (46)ここでは辞典所引の「要心の腰縄」云々の記事ではなく、近松全(45)『弓馬問答』(『続群書類従』二三輯下 武家部一五)
- 76 二〇〇〇年)参照。 引用する。また『近松門左衛門集③』(小学館新編日本古典文学全集集刊行会編『近松全集』第九巻(岩波書店 一九八八年)の記事を
- 47) 礒貝勇『日本の民具』(岩崎美術社 一九七七年
- 「藁竹茅」2020年5月6日水曜日「藁細工 ミゴ縄」(4)ミゴ縄は普通の藁縄や麻紐よりも耐水性・耐久性が高い(ブログ

https://hitoshio.blogspot.com/)

- (4)『鏡花全集』第一七巻(岩波書店 一九四二年
- (5)『鏡花全集』別巻(岩波書店 一九七六年
- 法である。 の腰縄、海女の腰縄、さらに登山・高木伐採などの腰縄と同じ使用 ある。また腰に巻いていることから応急の腰縄でもあり、 用具に特化した縄ではなく、万能ロープを消火活動に活用する命綱で たものである。一種の命綱である。」とする。これを読むと、 を自由に動き回りながら降りかかる火の粉に水をかけるのに用いられ の一端を屋根のぐし(家の棟)に刺し他の一端は体に巻き、 屋根に上がり、降りかかる火の粉を払うために、用心縄をほどいてそ ノースアジア大学雪国民俗館 二〇一三年) は、「火事などの時茅葺 幸男「雪国の暮らしと文化―藁の民具から―」(『雪国民俗』三七号 縄とは、長さ六尋(約十二米)で、 て災を防ぐに用いるものである。」とあるが、イメージしにくい。 和田傳 『日本農人傳』第五巻 (家の光協会 大風とか火事などの時、 一九五五年)に 屋根葺き 災害対策
- 共産集落」『改造』二巻二号 一九二〇年)、金城朝永『異態習俗(52) 小野武夫『近代村落の研究』(時潮社 一九三四年 初出「日本の

考』「拭ふ習俗・その他

厠に関する習俗」六文館

一九三三年)

https://www.nhk.or.jp/anime/nintama/story/series12/15.htm

- 年) 第二部11『結び』の応用」参照。 (法政大学出版局 一九七二) (44) 額田巖『ものと人間の文化史6結び』(法政大学出版局 一九七二)
- 「サンズ縄」を木にめぐらせて仮設テントとし、僧形の魔物を退散年 初出一九一〇年)六二話に、マタギ嘉兵衛が夜の森で魔除けのS)柳田国男『遠野物語』(『遠野物語・山の人生』岩波文庫一九七六

間「遠野」―「遠野物語」を web せよ!―縄。 危急の時は、これを用いて行う法ごとがある。」という(不思議空させた話がある。サンズ縄は三途縄で、「猟師が山に入るとき携える

https://dostoev.exblog.jp/6322617/)。また平山隆一『和の道具の使い

ここで室内で物干し紐として使っている「麻 早く目につきて、 あへかけ、其ひもへ手ぬぐひ、きやはん、 ゞ波』は、上記の縄について「最重宝なるもの也。 よきもの也」とある(『生活の古典双書3 べき品の事」に「一 を想像させる。 一九七二年)。同書「付録」所収の平亭銀鶏『江の島まうで、 野営における軍士たちの 前掲平山註 (平山氏は (55) 著書により知っ 「細引き」とする)。 わするることなし。 麻綱 「最重宝」 是ハ泊々にて物品をまとひおくに至極 特殊な旅行である征夷軍の行軍 た。 至極工夫のひも也。」とする。 の万能ロー 『旅行用 矢立の類などかけおけバ、 旅行用心集』八坂書房 縄 心集』「道中所 は プの使い方の ・・・鴨居よりかも 「用心縄」であ 浜のさ 端

57) 前掲平山註 (55) 著書

58) 『中信高校山岳部かわらばん』 現代の登山家(高校登山部) に巻いて応急の安全ベルト(腰縄)として使っていることがわかる。 時代の名残であろう 縄」と呼 は えて下山を開始した。まともに落ちられたら腰縄ぐらいでは止めるの 生徒の腰に細引きを巻き付け、ペット状態として万一のスリップに備 目)「・・・下山することにした。 難しいが・・・」とあり、 んでいることが興味深い。 登山で腰に巻く安全ベルトのことを縄製でなくとも 所持している万能ロープ の間で使われる細引きが縄製とは 男子生徒はさておき、一年生の女子 (四六六号 二〇一二年一〇月一二 登山用安全ベルトが縄製だった 「細引き」を腰 思われ 腰

http://tozan.ngn-hssp.org/kawaraban/kawaraban-466.pdf

易かった。」とあり、2014年07月19日 気付いたので、 うようである。 山で使われるハーネス(安全ベルト)のような腰巻ザイルを腰縄 縄とカラビナを取り出して装着しますが、 ソロで登っていますので腰縄 背』に『トリコニー』の時代錯誤」には、「・・・我々は各人が ドを使い始め、それが写真にも写っている。」「手製の腰縄より 介の解説に、 九五七年ごろ撮影された西丹沢での草鞋ばき登山姿のスナップ写 ブログ『やまれこ』「ainakaren さんの HP」 日 を未だ装着していません。 「登山風俗史と道具 「ザイルを切って自作する腰縄に代えて試作の安全バン ここに記す。 第四章で取り上げるべきであったが、 水床に (警察官の) (今で言うハー 温もりありて 草鞋履 ・・・」の記事から、 「回想の山々 要請に従いザックから の日記、 ネス紛 2013 ** \ 草稿完成 の腰巻ザ 『ゴジラの 年 雪山 フリー 後に 月

https://www.yamareco.com/modules/diary/8042-detail-76672.html

- 藁縄をイメージしないほうがいい。き」のような縄なら消耗品には違いないものの、使い捨ての粗悪など) 下4では多目的消耗品としての縄を想定したが、「用心縄」「細引
- 脛裳は検閲対象だったのに対し、 対象だったが私物の褌は対象外だったようだ。 は靴下が一足たりません。」(一〇四頁) んです。」「バカ、 しめたような褌、 の被服点検でも同じであった。渡辺清『海の城―海軍少 検閲対象にならない装備品があることについては、 (朝日新聞社 面白い。 それでも員数のつもりか。」「はい、 褌は私物だ。 九六九年)に、「なんだそりや、 いいからしまっておけ。」「班 犢鼻褌は対象外だったことと符合 とあり、 征夷軍軍士の場合も、 官給の これしかない 三番醬 帝 年兵 玉 靴下は点検 海 の手記に軍水兵 |油で煮

だが、 目的縄・布を、「常時所持する余裕」 閲対象外)品目は所持しないという思い込みがあるのだろうか。 いったいどういうことなのだろう。 拭い・ハンカチを念頭に置いて、 は「用心縄」「細引き」のような多目的万能ロープを念頭に、また手 別に搬送されている。」と、不可解な批判をする。 常時所持する余裕があるとは考えられない。」、「『多目的消 戦場にある軍士が、・・・『多目的消耗品としての縄や布』までをも 松4は、 戦場を含めた全従軍期間に軍士一人一人が毎日頻繁に使う多 下4の検閲簿未記載の万能ロープ・布 多目的消耗品の縄・布といったの はなく「別に搬送される」とは 検閲簿未記載 所持説に対して、 耗品」は (検 私

- 61) 私は松本氏より数年遅く生まれた、松本氏と同じ 相を理解」することと、 広く戦争文学を読むことに心がけている。 陸軍病院入院・除隊)、文学作品、 徐州作戦を前に流弾首部貫通銃創[こんな奇跡もある]により後送・ 第十一中隊一兵卒。 わいにして、ない。小銃や拳銃に触ったことさえない。しかし年少 い子どもたち」世代であり、「過酷な戦闘の実相」の直接体験はさい 所持すると憶測することとは、 のころに聞いた父の話(日中戦争に従軍。第五師団歩兵第十一連隊 つもりである。 、ポルタージュなどを通じて、 現在も、 現役(二年兵)動員、 とくに毎年八月には原爆記録文学を中心に、 軍士各自が捕縛目的に特化した腰縄を常時 なんの関係もない 間接的ながら、多少は理解している 体験記、 昭和十三年 (一九三八)、 しかし「過酷な戦闘の実 映画、ドキュメンタリー、 「戦争を知らな
- 波文庫 一九七四年)に、「中隊長は、剣を脇の下にかかえてハンカかり(二〇二〇年八月一六日読了)の、クレイン『赤い武功章』(岩チで敵兵を捕縛することは難しいであろう。たまたま読み終えたばうと表現」している、と意味不明なことを述べる。手拭い・ハンカのと、下4が「多目的消耗品の布ではなく縄を捕縛具として使

うこともあったろう。手洗い、汗拭き、 記載されていない常備品もあるのである。 多目的消耗品である縄も同様であり、 当てなど、手拭い・ハンカチはつねに身につけておく常備品である。 る征夷軍軍士は、常時所持する多目的消耗品の布を、このように使 折って、・・・若者の頭をしばり・・・」(一三一頁)とあった。 頁)、「彼は幅の広いハンカチをポケットから取り出し・・・包帯の形 チを取り出 「細引き」に相当する万能ロープである。 Ļ それで少尉の傷つい た所を縛りはじめた。」 前章で詳しく紹介した「用心 汚れ拭き、体拭き、 繰り返すが、 検閲簿に 戦場にあ 傷の手

- の日数がおおまかに推算できるからである。)第二次征夷軍を例にとったのは、常陸国を出立して帰還するまで
- 64) 『通典』巻一四八「兵一令制附註」
- ベルトはいずれも革製のようである。年)「軍装」所載のイラスト(重装歩兵・軽装歩兵・府兵)の軍靴・(65)『大唐帝国』(新・歴史群像シリーズ® 学習研究社 二〇〇九
- 二○○九年)など。 二○○九年)など。 二○○九年)など。
- 67 ついてこい」(三三〇頁)。松本氏は私の予備鞋という理解に対して する必要があった。」(一九二頁)、「ワラジを十足ほどもってオレに が一人二、三足分をもってくれた。 九六八年)の一節。「ワラジは一足はいて、一足しょって、 んだ山本茂実『あゝ野麦峠―ある製糸工女哀史―』(朝日新聞 るだろう?かまわないから、 のにわらじがいるな。おい、定吉や、そこにわらじが十足ば しておこう。一つは落語 下2・下3で古代~近世の具体例をあげたが、 『古典落語』下 講談社文庫 「崇徳院」 熊さんの腰にぶらさげちまいな 一九七二年)。もう一つは最近読 0) 雪の道は・・・なるべく多く用意 節。 「そうだ、 本稿でも二つ紹 さがしまわる 後は男衆 いかりあ

- 記 なんら反応することはなく、 ことについ (被服) (五七年) に眼が止まった。 装備品に配 関係を記載した二行目でなく三行目に配列されている。 ては、 の開巻あたり 数年前に読んだ壺井栄 列基準などないとする。 0 松4にいたってもなお 「手づくりのわらぞうり 『二十四の瞳』 鞋 がすぐに履き潰 = は 鞋 一日できれ (新潮文庫 は れる 装束 لح
- 造進油 奉仕丁の 写料条で書手・装填手・校手の衣袴料として調布が、 セットの れていることである。 れている。作業員の作業着を「衣袴」と称しているのである。 寮式」革筥条で革筥工の衣袴料として橡絁が、 定したが、 に注目したいのは、 下4では 正月四 士士軍 0) 『三代実録』 .員計画策定者らにとって当然のことだったのである。 :絹用途条で作手隼人の衣袴料として調布が、それぞれ計上さ 総称が 布衫 「衣袴料」記事が興味深い。 1日条、 服 を賜与する記事があるが 本論のように訂正する。 「かりに 腰縄とは別に帯で上衣を締めていたかどうかわからな (ユニフォー 袴 「衣袴」なのである。 同十四年 元慶六年 巻四〇 布帯を縫製する 『□袴』 すなわちここでは上衣 5 「造酒司式」供奉諸節并行幸仕丁条で供 (六八五) が (八八三) を検閲簿に 『衫・ 「縫衣袴料」として絲が計上さ 国史に、 作業着 袴 たとえば巻一三「図書 九月十八日条、 (『日本書紀』天武五年 三月八日条)、 カ 衣 (布衫)・袴・帯の三点 | 襖 (ユニフォーム) 天皇が臣下に 一袴」 巻二八 袴 と表記すること それより『延 巻一七 同年十月十七 「隼人司式」 なら」と推 装備品 寮式」 「内匠 (六七 御衣 に通

- たことになる。いか、別途、帯を締めていたとしたら、帯は「衣袴」に含まれてい
- 使っ 陣 • 二日条には 能 しなかったのだろう。 大きい」という私の せ鼓吹の音調にあわせて整然と行進する武装した陣列 に 降服を希望する反乱出羽俘囚に対して、 わけではない 証拠とする。 誌面の半頁も割いて「示威」文言を含む史料を六点も引用し、 語句から(上記括弧内の想像) 効果は大きい)」という想像を添えた。これに対し松本氏は松るで、 なびかせ鼓吹の音調にあわせて整然と行進する武装した陣列 四月十四日条)をもとに、 ||官軍之威|| 「あくまで官軍の威勢を示すという一般的意味の用法であり、 の基本構造」(『史学研究』 軍服の示 とある。 た「面 .までは思いが及んでいない 聴覚以外の何で威勢を示すというのだろうか。 隊列・ユニフォーム・装備 機」 具体的情景をイメージしやすいように括弧付きで「(軍 服 を建てて示威しているのである。 縛」 威機能に関連 「賊乞」降之日、 陸奥権介坂上好蔭率いる陸奥国軍が秋田営に という理解に到達し 私は示威の情景を想像したのであって記事を解釈した ので、この史料引用による批判には面食らったが、 の字句を含む記事(『続日本紀』 記事直前の 想像通りである。 松4で Ū 蝦夷の帰服を促す軍事的示威について述 7 好蔭鼓躁而 『三代実録』 触 「敵味方を識別する軍服 との解釈は導き出せない」、 一七五号 れ ている松本氏だが、 行軍・鼓吹・軍 Ė いおく。 松本氏はこの記事をなぜ引 来、 一九八七年) 太鼓を叩い 元慶一 カュ 盛建 まさに「軍旗をなびか 0 年 天平九年 て拙 旗 旗・ (八七八) 幟 て鬨を揚 松本氏が松2で 稿 0) 0 乱声など、 軍 なか 示威効果は 服 日 (七三七) 亦 と述べ、 到着 本 威 で、 がば盛 十月十 の 律 その その :な規 賊虜 示威 令 視

に従って探究することの なかった。下4「おわりに」でも述べたように、 とっては ありがたいことである。 ぶことができた。 和三〇年代ごろまで多種多様な生業・作業で広く使われた作業用ベルト かにすることができたと思う。 することなく思考することに心がけながら考察してきた。その結果、下 本氏が持ち に気付いてくれていたら、 「腰縄」 . 井律令軍制学説の基本的な正しさを再確認し、 !義確定論争に限っていえば、 「行軍」「検閲(簿)」などの問題について、 民具学の成果を取り入れ、 や万能ロープ「用心縄」・「細引き」について、 「腰縄=ベルト」説を確証するための探究はけっして無駄では を発表した一九九九年に、 出す論点をもとに、「 また古代史研究者、 |重要性について考える機会になったとすれば その後の二〇年を超える議論は必要なか とりわけ本稿では新鮮な驚きをもって民 まったくの徒労だったのであるが、 近世・近現代(おそらく古代以来)、昭 腰 縄」「縄解」 とくに初学者が、 松本氏が その内容をいっそう豊 「面縛」「 「腰縄 「歴史学の方法」を逸脱 結構収穫もあった。 =捕縛具」の 「歴史学の方法 楽しみながら学 縄」「鞋 誤り (草 松

長い間、 採ることは、 見に対 ないから他誌に投稿するように、 ものと思ったからである。だが、 発表の場としてもっともふさわしく、 という論題で二〇二〇年八月一 この論文は、 究する場 ,して松本氏が納得しない以上、このテーマをさらに深く掘り下げ この議論に舞台を提供してくれた『続日本紀研究』 耀 歴史学の方法として王道である。 一个 はじめ の用例は他にないのであるから、 民俗学・ 「延暦期常陸国 民具学の 九日に という意見を付けて却下された。古代 投稿原稿は古代史に特化した論文では 成果を吸収する「比較史の方法 当然、 [軍士検閲簿の 『続日本紀研 私に反論する機会を与える 実際、 史料批判にもとづく私 究 『腰縄』 本研究によって学 誌に投稿した。 誌だから、 とは何 か

> ない。 ない文章を載せ続けてきたのに比べて、公平性を欠くという印象は拭え 式・内容ともに学術論文の体をなしていない」(下4)としか言いようの 集委員会から貴重な御意見、 化」した研究であることは誰しも認めなければならない。 代の資史料をふんだんに使っているものの、 の共有財産となる確かな研究結果が得られたと思っている。 御教示を賜りながら」(松3)、 この研究が 松本氏が 私には 近 |史に特 世

繰り返すくどい論調になってしまっているが、これで「腰縄」 全体的に大幅に加 除外していた「六 的に 本稿では、 自身の律令軍制論を根本から再検討していただきたい。 「腰縄=ベルト」 『続日本紀研究』 筆補正した。そのため読み返すと、 征夷軍と縄」と「七 説で決着がつい 誌に投稿のさい、 た。 検閲と検閲簿」 松本氏には、 投稿規定を遵守するため 同じことを何 この を復活させ 問 題 度も は最

け 終